

第6次

喜茂別町総合計画

～人と自然がきらめく町 きもべつ～



令和2年3月



喜茂別町

喜茂別町民憲章

昭和46年12月24日制定

わたくしたちは、羊蹄の^{みね}秀峰、雲青くひろがる大地に根をおろし、尻別川の清流にはぐくまれ、美しい自然に恵まれた人情豊かな田園の町として、生々発展の可能性と若さにあふれた喜茂別の町民です。

わたくしたちは、『天の時』を得、『地の利』に恵まれ、『人の和』を求め、開拓した先人の強い意志と創造の精神を受けつぎ、豊かですなおな心を養い、たくましくからだをきたえ、高い知性のみがき、文化と産業の調和をはかつて、希望と誇りに満ちた町、^{きほく}朔北の^{ユートピア}理想郷の建設につとめます。

- ★たがいに認めあい いたわりあつて未来を育てる町をつくりましょう
- ★創意と工夫をいかし 文化と産業の発展する町をつくりましょう
- ★自然を愛し 美しく豊かな町をつくりましょう
- ★からだをきたえ 明るく 住みよい町をつくりましょう

町花・町木

町花



インパチエンス
(平成9年3月25日指定)

町木



エゾヤマザクラ
(平成9年3月25日指定)

目次

第1章 序論

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略の策定	1
(3)	位置づけと役割	2
(4)	計画の構成と期間	3
2	喜茂別町の姿	4
(1)	地勢・歴史	4
(2)	人口・産業	5
(3)	財政状況	7
(4)	第5次喜茂別町総合計画での実績と評価	11
(5)	第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略での実績と評価	17
3	時代の潮流	24
(1)	人口構造の変化	24
(2)	経済と産業の変化	24
(3)	価値観やライフスタイルの多様化	25
(4)	安全・安心に対する意識の高まり	25
(5)	地方の自立と創生	26
(6)	「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施に向けた取組	27

第2章 基本構想

1	まちの将来像	30
2	将来人口（目標）（第2期喜茂別町人口ビジョン）	33
(1)	喜茂別町の人口の現状分析	34
(2)	喜茂別町の将来人口推計	45
3	施策大綱	48
4	施策体系	53

第3章 基本計画

(第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略)

1 重点プロジェクト	55
重点プロジェクト1 安定した雇用の創出	55
重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる	55
重点プロジェクト3 子育て支援の充実	56
重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る	56
2 施策体系図	57
3 基本目標	59
基本目標1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち（生活環境）	59
基本目標2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち（産業振興）	73
基本目標3 すべての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち（保健・医療・福祉）	81
基本目標4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち（教育・文化）	96
基本目標5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち（持続可能なまちづくり）	107

第4章 計画の進捗管理

1 実効性を高めるための視点	119
2 効果の検証	119
3 基本計画の見直し	119

資料編

1 策定経過	120
2 諮問・答申	121
3 規則	123
4 委員名簿	125

第1章 序論

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

喜茂別町では、第5次喜茂別町総合計画において、「人と自然がきらめく町きもべつ」を将来像としたまちづくりを推進してきました。

新しい総合計画は、これまでの取組状況を踏まえ、現在の喜茂別町の状況や取り巻く社会情勢を勘案しながら、これからのまちのあり方を改めて見つめ直すとともに、目指すべき方向性を明確化することで、まちづくりの計画的で着実な実行を図ることを目的とします。

(2) 第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略の策定

「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づき、地域の雇用や子育て、移住などについて、本町の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた、平成27年度から5年間を計画期間とする「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

第2期の総合戦略の策定にあたり、国や道では、現行の枠組みを維持しながら、必要に応じた施策の拡充を図っていることから、本町においても「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」の令和元(2019)年度終了に伴い、第1期総合戦略の枠組みを継承しつつ、同じく令和元年(2019)度に更新時期を迎える総合計画と一体的に「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」を策定することで、総合計画との整合性、連携性を高め、人口減少の抑制、新たな課題や社会情勢の変化に的確に対応しつつ、重要業績評価指標(KPI)の設定によりPDCAを円滑に行うなどして、持続可能なまちづくりを目指し、切れ目なく地方創生の取組を進めていきます。

【参考】地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き

(令和元年6月版 内閣府地方創生推進室) 抜粋

地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

(3) 位置づけと役割

第6次喜茂別町総合計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成され、それぞれの役割や期間については次のとおりです。

① 基本構想

基本構想は、喜茂別町のめざすべき将来像と、その実現のための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本施策を総合的・体系的に示したもので、計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

第5次喜茂別町総合計画では、基本計画を前期4年、後期4年に分けていましたが、第6次喜茂別町総合計画では全期5年を計画期間とし、諸情勢の変化に対応するため、随時柔軟に見直しを図り対応していきます。

また、「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」と一つのものとして、総合計画を策定することから、基本計画において、国の総合戦略が定める分野に従い、人口減少抑制に向けた施策について重点的に取り組む施策目標を「重点プロジェクト」として位置づけます。

③ 実施計画

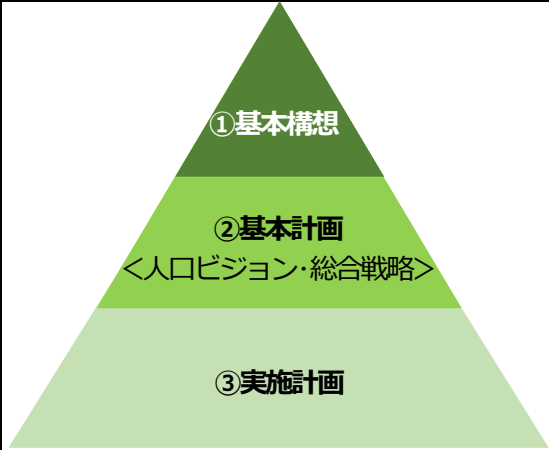
実施計画は、基本計画に示した施策を具体的に実施する事業を定めるものです。

昨今の様々な情勢（国際、国、産業など）の動きが目まぐるしく変化することから基本構想と基本計画を基とし、総合計画には位置づけず変化に対応するため事業期間内で、1年ごとに事務・事業検証・評価を行いながらローリングしていくことから公会計システム内で計画を管理・検証・評価をし、評価に基づいて見直しを行います。

また、事務・事業検証・評価は予算編成の基礎資料とし、事業実施、予算編成の基準とします。

(4) 計画の構成と期間

自立的で持続可能な社会の創出をめざす「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」と一体をなす計画として、事業を推進します。

	西暦（年度）	2020	2021	2022	2023	2024
	和暦（年度）	令和2	3	4	5	6
						
		5年間				
		5年間				
	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間

2 喜茂別町の姿

(1) 地勢・歴史

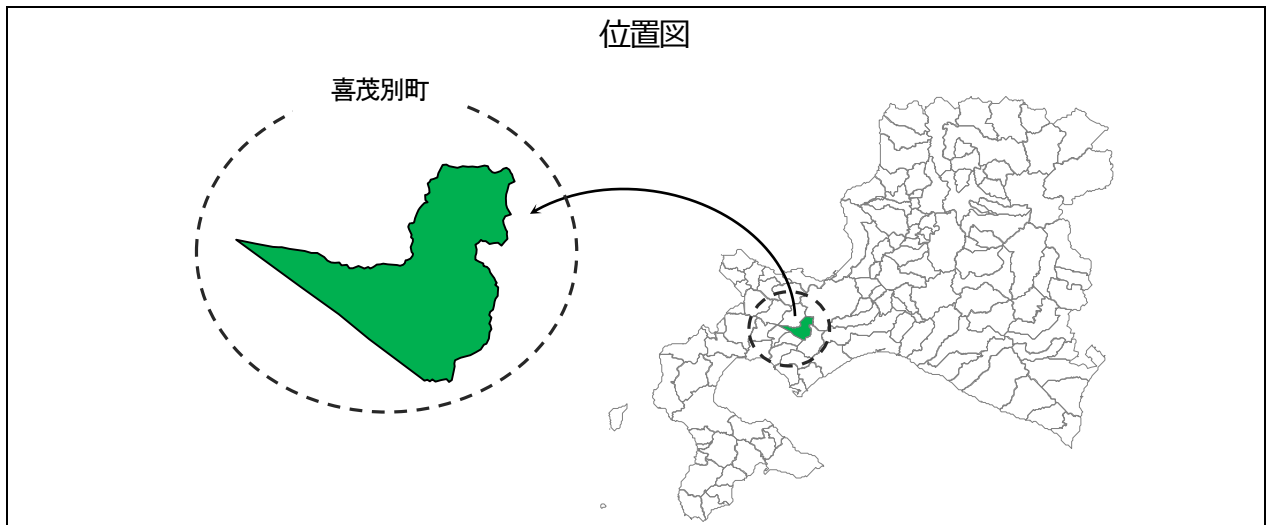
① 地勢

私たちのまち、喜茂別町は北海道の南西部、北海道後志総合振興局管内の南東部（羊蹄山麓地域）に位置し、北東部側は札幌市南区、北西側は京極町、西側は真狩村、南西側は留寿都村、南東側は伊達市（旧大滝村）に接しています。

また、道内の主要幹線である国道 230 号・276 号が交差し、札幌市や新千歳空港、苫小牧市への所要時間が約 90 分と良好なアクセス、立地環境にあります。

町名である喜茂別は、アイヌ語の「キム・オ・ペツ（山の多い川）」から転化したものであり、「えぞ富士」の名で知られる羊蹄山、尻別岳、喜茂別岳など山々に囲まれ、その間を尻別川、喜茂別川をはじめとする、大小 41 の川が町内を流れています。

豊かな自然に恵まれ、季節ごとに美しい表情を見せてくれるまちです。

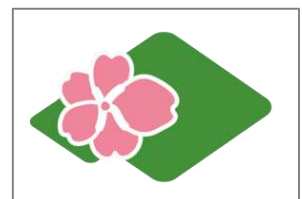


② 歴史

本町の歴史は、明治 4 年、旧伊達藩家臣阿部嘉左衛門ほか 2 名による入地及び駅通所の開設が喜茂別における和人往来の始まりであり、明治 37 年、現在の函館本線の開通により入植が容易となり南部団体・山梨団体・福島団体が入植しました。

大正 6 年に真狩村（現留寿都村）から分村して喜茂別村が誕生し、昭和 4 年に特産物であるアスパラガス、昭和 5 年にビートの栽培が開始され、昭和 8 年にはアスパラ缶詰工場が操業を始めるなど、まちも発展を遂げてきました。昭和 27 年に町制が施行され、現在に至っています。

平成 28 年には、開町 100 周年を迎え、記念して新しい町章を制定しました。



新町章（平成 28 年から）

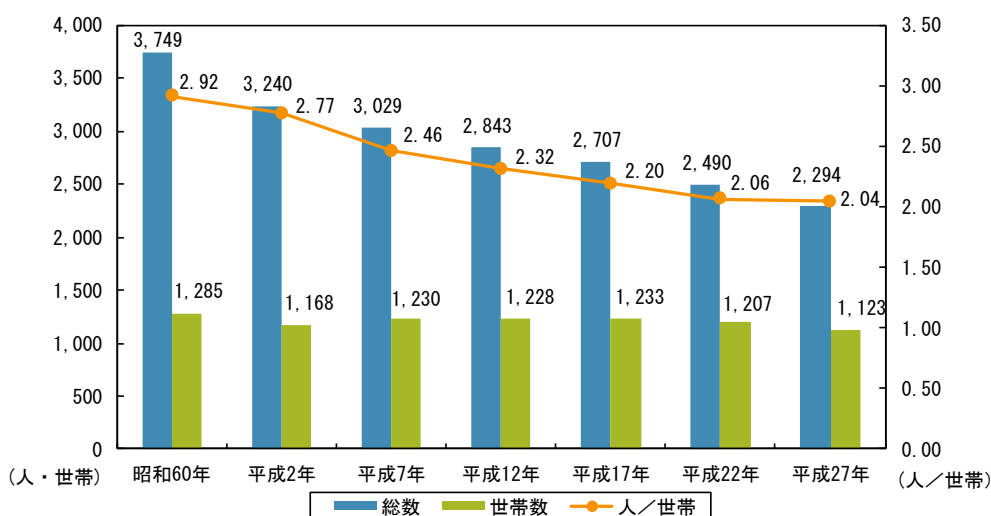
(2) 人口・産業

① 人口

国勢調査によると、喜茂別町の人口は、減少傾向にあり、平成27年10月1日時点の人口は2,294人、世帯数は1,123世帯、1世帯当たりの人員は2.04人となっています。

年齢別では、65歳以上の構成比が平成7年以降20%を上回っており、平成27年には37.8%となっています。

人口・世帯の推移



	人口(人)				世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人員(人)
	総数	15歳未満	15~64歳	65歳以上		
昭和60年	3,749	699	2,553	497	1,285	2.92
男	1,841	345	1,255	241		
女	1,908	354	1,298	256	1,168	2.77
平成2年	3,240	477	2,188	575		
男	1,594	240	1,092	262	1,230	2.46
女	1,646	237	1,096	313		
平成7年	3,029	366	2,038	625	1,228	2.32
男	1,488	192	1,014	282		
女	1,541	174	1,024	343	1,233	2.20
平成12年	2,843	291	1,822	730		
男	1,393	142	909	342	1,207	2.06
女	1,450	149	913	388		
平成17年	2,707	255	1,651	801	1,123	2.04
男	1,356	127	861	368		
女	1,351	128	790	433	207	1,204
平成22年	2,490	230	1,452	808		
男	1,276	123	785	368	107	667
女	1,214	107	667	440		
平成27年	2,294	207	1,204	866	98	546
男	1,171	109	658	391		
女	1,123	98	546	475		

資料：国勢調査

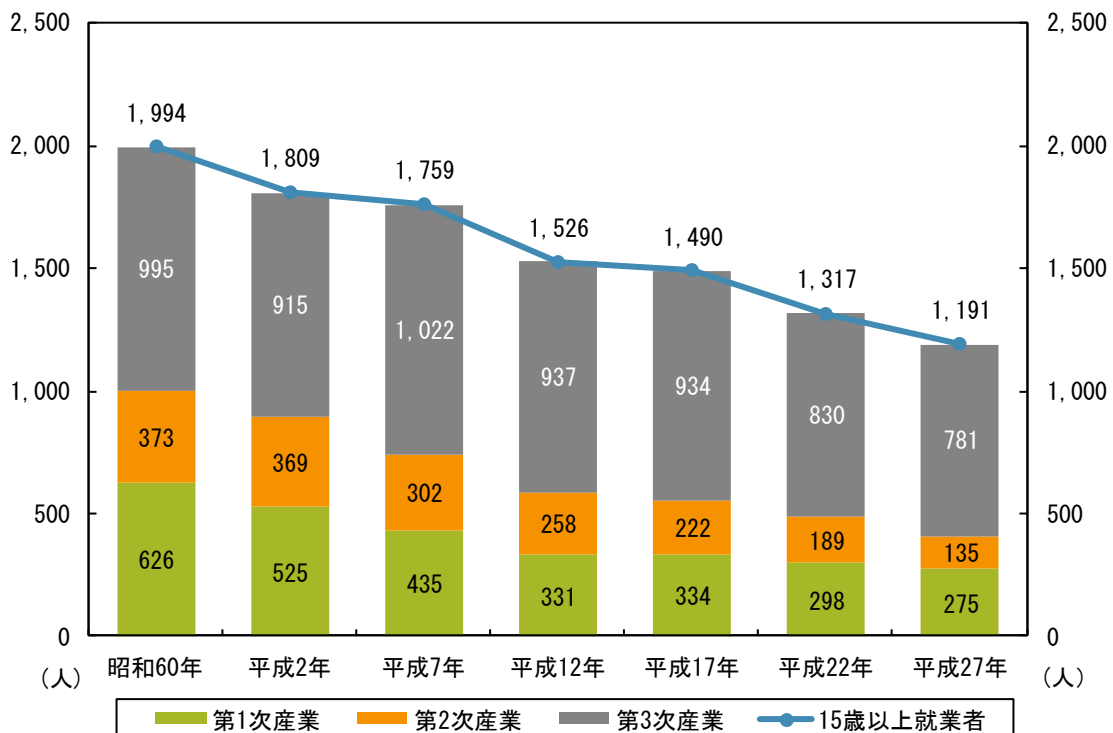
② 産業

国勢調査による昭和60年以降の産業別の推移では、各産業で就業者数は減少を続けており、平成27年10月1日時点の就業者人口は1,202人となっています。

産業別においても減少がみられ、第3次産業では、平成7年に増加がみられるが、その後は減少に転じ、平成27年10月1日時点での第3次産業就業者は、全就業者の65.6%にあたる781人となっています。

業種別でも、多くの業種で減少傾向がみられます。

産業分類別就業者数の推移



(単位: 人)

	第1次産業		第2次産業			第3次産業							
	農業	林業	鉱業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務	
昭和60年	568	58	1	186	186	4	127	387	16	-	361	100	
平成2年	495	30	2	166	201	4	88	360	13	1	342	107	
平成7年	418	17	7	137	158	2	84	340	16	1	479	100	
平成12年	314	17	4	134	120	3	87	264	14	1	464	104	
平成17年	323	11	1	128	93	-	51	410	13	1	355	104	
平成22年	289	9	-	114	75	-	71	349	13	3	306	88	
平成27年	272	3	1	69	65	1	56	283	13	6	339	83	

資料: 国勢調査

(3) 財政状況

① 歳入・歳出

本町の歳入は、町税や財産収入等の自主財源と依存財源である地方交付税が基本となりますが、自主財源は3割未満であり、依存財源の動向による影響を受ける不安定な状況になっています。

歳入の半分以上を占める地方交付税は、特別枠の追加により一時的に増加傾向にありましたが、現在は減少傾向となり厳しい財政状況となっています。

歳入状況をみると、地方交付税による財源が最も多く、平成27年度以外は全体の5割を超える状況となっております。

歳入状況

(単位：千円、%)

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
地方税	275,283	10%	261,109	8%	290,200	9%	289,267	10%	300,111	11%
地方譲与税	40,725	1%	42,515	1%	42,005	1%	41,803	1%	42,119	1%
利子割交付金	397	0%	295	0%	181	0%	319	0%	267	0%
配当割交付金	823	0%	582	0%	334	0%	454	0%	361	0%
株式等譲渡所得割交付金	438	0%	483	0%	200	0%	461	0%	315	0%
分離課税所得割交付金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
道府県民税所得割臨時交付金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
地方消費税交付金	27,860	1%	47,219	1%	42,153	1%	44,023	2%	44,739	2%
ゴルフ場利用税交付金	2,353	0%	2,743	0%	2,868	0%	3,312	0%	3,321	0%
特別地方消費税交付金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
自動車取得税交付金	5,125	0%	6,548	0%	7,271	0%	10,622	0%	9,559	0%
軽油引取税交付金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
地方特例交付金	175	0%	167	0%	59	0%	84	0%	83	0%
地方交付税	1,497,641	54%	1,569,509	47%	1,590,914	51%	1,515,036	53%	1,473,638	52%
普通交付税	1,339,424	48%	1,399,769	42%	1,408,218	45%	1,343,300	47%	1,304,148	46%
特別交付税	158,217	6%	169,740	5%	182,696	6%	171,736	6%	169,490	6%
震災復興特別交付税	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
(一般財源計)	1,850,820	67%	1,931,170	58%	1,976,185	63%	1,905,381	66%	1,874,513	66%
交通安全対策特別交付金	804	0%	741	0%	538	0%	650	0%	635	0%
分担金・負担金	4,076	0%	4,194	0%	4,698	0%	3,459	0%	2,324	0%
使用料	68,565	2%	67,229	2%	67,162	2%	67,510	2%	68,201	2%
手数料	7,246	0%	7,074	0%	7,579	0%	6,816	0%	7,469	0%
国庫支出金	139,391	5%	173,663	5%	193,030	6%	134,178	5%	116,207	4%
国有提供交付金(特別区財調交付金)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
都道府県支出金	139,014	5%	115,080	3%	221,609	7%	113,110	4%	128,759	5%
財産収入	60,476	2%	69,462	2%	66,688	2%	59,752	2%	67,078	2%
寄附金	670	0%	195	0%	87,991	3%	74,640	3%	47,609	2%
繰入金	176,523	6%	60,194	2%	157,162	5%	220,626	8%	202,890	7%
繰越金	51,862	2%	47,778	1%	99,727	3%	55,451	2%	66,382	2%
諸収入	32,547	1%	49,610	1%	38,714	1%	55,624	2%	49,007	2%
地方債	241,163	9%	797,725	24%	229,026	7%	184,740	6%	216,683	8%
うち減収補填債(特例分)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
うち臨時財政対策債	96,863	3%	94,225	3%	73,326	2%	71,940	2%	67,783	2%
歳入合計	2,773,157	100%	3,324,115	100%	3,150,109	100%	2,881,937	100%	2,847,757	100%

資料：喜茂別町

歳出においては、近年は投資的経費を抑制する一方、義務的経費及びその他の経費は増加傾向となっています。

義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は、平成28年度からは11億円を超える状況となっており、地方債の元利償還金等の公債費は、4億円を超える償還をしています。

また、物件費や維持補修費を含むその他の経費が、労務単価等の上昇による除雪経費の増加や施設運営の委託、様々な政策に対応するためのICT化の経費の増加によって、平成30年度には16億円を超える状況になっております。

歳出状況

（単位：千円）

性質別決算（割合）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
義務的経費	1,073,011 39%	1,053,581 33%	1,124,148 36%	1,118,907 40%	1,105,216 40%
人件費	516,594 19%	507,792 16%	515,771 17%	521,514 19%	519,233 19%
扶助費	171,474 6%	169,531 5%	177,978 6%	168,599 6%	167,075 6%
公債費	384,943 14%	376,258 12%	430,399 14%	428,794 15%	418,908 15%
投資的経費	331,554 12%	819,852 25%	388,810 13%	135,733 5%	83,523 3%
その他の経費	1,320,814 49%	1,350,955 42%	1,581,700 51%	1,560,915 55%	1,605,835 57%
合計	2,725,379 100%	3,224,388 100%	3,094,658 100%	2,815,555 100%	2,794,574 100%

資料：喜茂別町

② 地方債、基金残高

地方債については、平成27年度に消防庁舎を新設したことに伴い平成27年度末時点では約43億円の残高となりましたが、投資的経費の抑制に努め、平成30年度末時点では約37億円となっております。

地方債の中には、後年度の交付税で償還費用が全額措置される臨時財政対策債が12億円分含まれており、町の財政にとって有利な地方債制度を今後も活用しながら、後年度の財政負担に配慮した地方債の管理が必要です。

地方債残高

（単位：千円）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
地方債残高	3,803,698	4,269,592	4,109,613	3,900,581	3,728,599

資料：喜茂別町

基金については、財源不足や災害発生といった予想しない緊急の支出の増加に備えて積み立てた財政調整基金や、町債の償還の増加に備えた減債管理基金のほか、各種事業など特定の目的のために積み立てた特定目的基金があります。

財政調整基金と減債管理基金は一時ほとんど底をついた危機的な時期もありましたが、平成24年度には約8.6億円となり、基金総額では約11.6億円となっていました。

しかし、平成25年度からは、取崩しが続き、平成30年度末時点では基金総額が約7億円までに減少しています。非常時には基金の取崩しで対応することとなりますので、不測の事態に備えた基金を確保するため、財源不足が生じないよう「最小の経費で最大の効果」を目指した行財政運営が必要です。

基金残高

(単位:千円)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
財政調整基金	693,626	706,173	638,791	533,201	422,032
減債管理基金	9,461	12,687	10,912	9,136	7,359
特定目的基金	322,764	275,810	277,672	271,253	265,809
基金合計	1,025,851	994,670	927,375	813,590	695,200

資料:喜茂別町

③ 財政指標

<経常収支比率>

町税、普通交付税のように用途が特定されずに毎年経常的に収入される財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合が経常収支比率です。

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど臨時的な経費に使用できる一般財源が少なく「弾力性が低い」ことを示しており、この比率が80%以下であることが望ましいとされています。

本町では平成27年度には83.9%まで引き下げたものの、平成30年度には90%を越える比率となっています。

人件費等の義務的経費や物件費・維持補修費等の経常的に支出される経費が増加したことが原因となっています。本町の歳入は地方交付税が5割を超え、その金額は国の動向により左右されることから、経常的に支出される経費を削減する取組が必要となっています。

経常収支比率

(単位:%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
経常収支比率	88.4	83.9	87.5	89.5	90.2

資料:喜茂別町

＜実質公債費比率＞

標準財政規模のうち、公債費や公債費に準ずるもの（公営企業債に対する繰出金等）を含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合が、実質公債費比率です。実質的な公債費が財政に与える負担を表す指標で、18%以上となると地方債の発行に際して許可が必要となり、さらに、25%以上となると単独事業の地方債の発行が制限されることとなります。

現在は指標を下回っている状況ですが、多額な公債費（借金）の負担を次世代に残さないよう、借入のバランスと適正な管理が必要です。

実質公債費比率は、平成20年度が最も高く15.4%、平成30年度では9.2%となっています。

実質公債費比率

（単位：％）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実質公債費比率	単年度	9.7	8.3	8.9	9.8	9.1
	3年平均	9.0	8.9	8.9	9.0	9.2

資料：喜茂別町

＜将来負担比率＞

一般会計だけではなく、特別会計や地方公社に係るものも含め、町が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

町の一般会計・特別会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

本指標が早期健全化基準の350%を超えると、計画を策定した上で、財政の健全化に取り組まなければなりません。

本町の比率は、平成24年度では44.1%でしたが、平成30年度では77.4%となっており、早期健全化基準には至っておりませんが、比率は悪化傾向にあるため、歳入増加や歳出削減の取組を実施し、比率の低減に努める必要があります。

※全道平均（札幌市除く）44.3%

（単位：％）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
将来負担比率	43.1	64.3	61.9	69.0	77.4

資料：喜茂別町

(4) 第5次喜茂別町総合計画での実績と評価

新たな計画の策定にあたり、第5次喜茂別町総合計画での取組を振り返るとともに、残された課題を抽出します。

① 自然環境と調和した住みよいまちへ（生活環境）

◆主な取組

○土地利用・市街地整備・景観 ○道路・交通網・情報基盤 ○上下水道 ○環境保全・循環型社会 ○住環境・生活空間・定住促進 ○消防・救急体制・防災 ○防犯・交通安全

※取組の一例

＜土地利用・市街地整備・景観＞

- ・土地利用規制対策事業、郷の駅周辺の町有地の整備、花いっぱい事業等への取組
- ⇒土地の適正かつ合理的な利用の確保をはじめ、街並みのイメージアップ等

◆主な課題・今後の方向性

【防災対策】

- ・災害時に支援を要する避難行動要支援者への対応について検討が必要。
- ・危険箇所の指定についての検討が必要。
- ・災害対策工事は、北海道が順次、必要性の高いところから実施しているが、町独自の対策工事については、財政的な面で大規模な工事が困難な状態。

【住宅対策 ～住宅不足問題～】

- ・公営住宅は原則として新規建築の計画はないが、家賃が安価なため、年金暮らしの高齢者が長期間利用するなど固定化が顕著となっている。
- ・民間による賃貸住宅の整備については、近隣町村で働く従業員などの単身者用住宅への需要が高く、建設される住宅も単身者用の1LDKが多くなっており、家族向けや一軒家等の供給は少ない状態となっている。新規就農者や移住者向け住居等も不足しているため、公営ではなく民間の活力を活用した住宅整備を促進している。
- ・住宅の老朽化や、ニセコエリアでのインバウンド需要や投資が低迷した際の、住宅需要の低迷に対する対策を検討する必要がある。

【買物対策 ～買物場所不足～】

- ・町民の買物については、自家用車で倶知安町や札幌市のスーパー等を利用している傾向にあるため、自動車が使えない住民や地域の高齢者等への対策が必要となっている。

【公共交通の維持 ～路線バスの見直し～】

- ・ 町営バスの運行については財政的負担が大きいことから、平成 31 年度からは日・祝日の運休としたものの、今後は、財政的にさらに厳しくなっていくことが予想されることから運行方法を検討する必要がある。
- ・ 高齢者や自動車を持っていない住民への行政サービスとして、町営路線バスは残さざるを得ないが、運行形態等の見直しの必要性がある。

【国道の有効活用】

- ・ 喜茂別町に整備されている国道 230 号と 276 号について通過する通行客の誘客など有効活用を検討すべき。

【交通安全の啓発】

- ・ 外国人観光客、高齢者ドライバーは今後も増加することが予想されるため、安全運転啓発方法の検討が必要となっている。現在実施している交通安全関連事業については、継続しながら新たな取組の検討が必要。

【ICT 環境整備 IP 端末整備⇒アプリの推進へ】

- ・ ICT 関連事業は、整備後のランニングコストに加え、機器等の更新が 5 年～7 年で迎えるものが多く、更新等の財源確保が課題。
- ・ IP 端末機は、更新時の費用負担が大きいため、アプリ等の推進を検討。

② 地域特性を活かした活力と賑わいのあるまちへ（産業振興）

◆主な取組

○農林業 ○商工業 ○観光業 ○雇用対策

※取組の一例

<地場産業の振興や魅力ある商工業の形成>

・きらめきづくり事業

⇒地元の農産品を利用した特産品開発・販売促進、商店街活性化事業の取組に活用

<喜茂別町在住の勤労者の生活の安定及び向上>

・北海道労働金庫倶知安支店との勤労者福利厚生資金預託契約の締結

⇒町内の勤労者の生活の安定及び向上

・羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会などの関係機関との連携

⇒通年雇用化を目指す季節労働者の技能向上、能力開発を支援

◆主な課題・今後の方向性

【雇用創出】

- ・商工会による無料職業紹介斡旋事業による労働力確保に向けた取組等の支援。
- ・企業誘致に向けた情報発信やPR活動等を行い、多様な就業の場の創出。

【産業振興】

- ・企業誘致については横兵冷凍（株）、（福）溪仁会きもべつ喜らめきの郷以降、進んでおらず、企業誘致が今後の課題。

【観光振興】

- ・郷の駅周辺の整備等市街地周辺の観光資源の利活用を検討し、滞留型観光の定着を目指す。
- ・中山峠施設全般については、建設後年月が経過しており、施設維持管理点検結果から改善箇所の指摘が多くあるため、今後大規模な修繕が不可避。

【外国人人材の受入れ】

- ・スマイルセンターで地域に住むベトナム人がトレーニングする等して馴染んできているが、こうした外国人の受入れに関する環境は全般的に整備不足。

③ 支え合いの心が元気と安心につながるまちへ（保健・医療・福祉）

◆主な取組

- 健康・保健衛生 ○高齢福祉 ○障がい福祉 ○子育て・児童福祉 ○地域福祉 ○医療
- 保険・年金

※取組の一例

<予防を重視した健康づくり>

- ・健康づくりへの参加

⇒町民が友人等と誘い合わせて参加する姿が増加

⇒平成 29 年度より健康づくりの教室後の復習としてアンケート（宿題等）を行い、学びを定着させてきたことにより、回を重ねる毎に参加者の知識が深まっていることが発言より実感でき、口コミで参加者数が増加。

<子育て環境の構築>

- ・平成 28 年度からニーズに応え病児・病後児保育、一時預かり保育の実施

⇒保護者の就労形態の多様化に伴う一時的保育、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の育児に伴う負担の軽減が可能。

○各関係機関と連携した相談体制の充実

⇒子育て支援センターでは、子育て家庭の親子が気兼ねなく集い、子育ての不安や悩みを相互に相談し、楽しい相互交流とのつながりを築くことのできる場として提供。

◆主な課題・今後の方向性

【医療・介護体制の充実・維持】

- ・福祉サービスは、比較的健康な高齢者に対するデイサービスやより重篤な病気等を伴う場合の施設はあるが、その「中間（軽くもなく重くもない）」にあたる高齢者にとっては不便な地域で、その「中間」になった段階で子どもや兄弟がいる札幌等の他地域への移住も目立つ。
- ・「中間」を埋められる民間事業者に打診や要請をしているが、「採算性」が重要であり、町としてもどの程度「補助」といった財政的なサポートが行えるのか検討の必要有り。
- ・介護サービスについては、多様な生活形態・家族関係による課題が複雑化する中、一組織（事業所）で課題解決をすることは困難になっているため、より町内（又は近隣町村）関係者での連携は勿論、人的・物的資源を補いながら、次の世代の人材確保・育成も同時に行う必要有り。

【福祉活動の人材育成】

- ・今後のボランティアの担い手確保は課題と思われ、団体の意向確認が必要。
- ・認知症サポーターについては拡充が必要。
- ・サポーターの事後フォローや活躍の機会等を検討し、意欲があり活動できる人達を活用し人材や資源不足を補っていく必要有り。

④ 次代を生きる力を育むまちへ（教育・文化）

◆主な取組

- 幼児教育 ○学校教育・青少年健全育成 ○社会教育 ○文化・芸術活動の振興
- スポーツ・レクリエーション

※取組の一例

<家庭教育への支援>

- ・家庭教育ナビゲーター育成事業の実施
⇒子育て親子が孤立しないよう親同士はもとより、地域住民も含め子育て等に関する相談ができる体制づくり。
- ・子育てサークルへ参加している保護者と地域住民の交流の場としての芸術事業の実施
⇒事業実施時には託児も行い、子育てに係るストレスの緩和と住民同士の交流を図っている。

<社会教育>

- ・小学校、中学校で芸術鑑賞会を開催
⇒質の高い芸術・芸能を間近で見ることで、表現力や感受性を育み、学芸会、学校祭における発表へつなげることが可能となった。

◆主な課題・今後の方向性

【保護者のニーズに対応した子育て環境の構築等】

- ・さらなる保育内容の充実と質の高い幼児期の教育・保育の提供に努め、保護者に信頼され安心して、子どもを預けることができる保育所づくりが不可欠。
- ・引き続き世代間交流に努めるとともに、地域と連携した子育ての推進に加え、今後も交流会等継続が必要。
- ・学校や関係機関との連携による子育て支援体制の確立として、引き続き関係者との情報共有や協議により、支援の充実を図る必要あり（小学校との連携の強化に努める）。

⑤ 協働による持続可能なまちへ（行財政運営・住民協働）

◆主な取組

○行財政運営の効率化 ○広域行政・広域連携 ○協働によるまちづくりの推進

※取組の一例

＜近隣市町村等との連携事業の推進＞

・ ようてい・西いぶり広域連携会議の立ち上げ

⇒防災・災害対策、観光、人口減少対策の分野における広域連携による取組を実施。

・ 羊蹄山麓町村長会議

⇒羊蹄山麓7町村で収穫された食材を使った統一メニューの給食を提供する「羊蹄山ろく愛食デー」を実施。

◆主な課題・今後の方向性

【広域連携】

・ 近隣市町村等との連携事業の推進について、継続して取り組んでいくことが課題。

・ 羊蹄山麓町村長会議、札幌市南区との連携、シーニックバイウェイについては、継続した活動により一定の方向性が定まっているが、ようてい・西いぶり広域連携会議については、活動期間が短いことや、構成団体が多いことなどから、連携の方向性や取組内容についてさらなる検討が必要。

⑥ その他について

◆主な課題・今後の方向性

【外国人との共生】

・ 外国人居住者のための受け入れ体制や環境整備を行っていく必要有り。

(5) 第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略での実績と評価

新たな総合戦略の策定にあたり、第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略での取組を振り返るとともに、残された課題を抽出します。

基本目標1 安定した雇用の創出

◆主な取組

- 町内での「働く場」の提供
 - ・商工会による無料職業紹介斡旋事業による「働く場」の提供と労働力確保に向けた取組等への支援が行われている。
- 農業の6次産業化の推進
 - ・地域振興施設「みらい」において、ようてい農協女性部喜茂別支部による「手づくり味噌」造りが行われるなど、6次産業の取組が進められている。
- 農業後継者対策
 - ・「喜茂別町農業振興計画」に基づき、将来に渡って接続性のある農業生産体制の確立と、所得の向上を図るため、基盤整備事業や地力維持増進事業を実施するとともに、農業委員会等関係機関と連携し、相談・指導体制の充実を図った。
- 新規就農支援
 - ・喜茂別町定住促進基本条例に基づく新規就農促進事業によって、青年等就農資金（融資金）の返済額の一部補助、また、国の農業次世代人材投資事業を活用することで新規就農者や担い手の育成・確保を支援した。平成27年度は4名、平成28年度は2名の新規就農があった。
- 起業支援
 - ・喜茂別町定住促進基本条例に基づき、新規就業促進事業に取り組み、新規に起業する方に、開業時に必要となる経費に対し、平成27年から平成31年3月までに2件5,000千円の補助金を交付した。
- 既存産業の活性化
 - ・きらめきづくり事業を地元の農産品を利用した特産品開発・販売促進等の取組に1件266千円の補助金を交付した。
- 再生可能エネルギーの活用
 - ・木質バイオマス製造・利用施設に係る調査・検討を実施したが、製造するだけの資源が無いことと、利用するための設備投資と運用コストを勘案した結果、断念することとなった。
 - ・二酸化炭素排出抑制対策に係る事務事業編及び区域施策編を作成した。
 - ・これにより、該当施設での冷暖房機器の更新時にはアセットリストに記載のある機器に更新することで補助を受けることが可能となった。
- 資格取得などに対する支援
 - ・羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会を通じて、通年雇用化を目指す季節労働者の技能向上、能力開発を支援した。

◆重要業績評価指標（KPI）

指 標	総合戦略策定当時の状況 (平成 27 年)	総合戦略策定時の 数値目標 (平成 31 年)	達成状況 (平成 31 年 1 月現在)
新規就農・起業件数	1 件	5 件	2 件 (起業件数のみ)
6 次産業化取組件数	0 件	2 件	2 件
企業誘致件数	0 件	2 件	0 件
新たな「働き方」を提供できる体制の整備	0 件	1 件	1 件

◆主な課題・今後の方向性

- 町内での「働く場」の提供
 - ・引き続き、商工会による無料職業紹介斡旋事業による「働く場」の提供と労働力確保に向けた取組等への支援。
- 農業の 6 次産業化の推進
 - ・本町の農作物を活かし、生産者自らによる直売や原料の加工、高付加価値化への取組が広がり安定した収益につながるよう、地域振興施設「みらい」の有効活用とともに有効な制度の活用などの情報提供を図り、6 次産業化の創出に努めていく。
- 農業後継者対策
 - ・今後も農家戸数の減少や農業者の高齢化、後継者・担い手不足が予想されるが、様々な機会を利用し人材の育成・確保を進めていく。
- 新規就農支援
 - ・引き続きあらゆる機会を通じて新規就農者の確保に向けた取組を進める。
- 起業支援
 - ・新規就業促進事業をはじめとした制度等の活用に向けた情報周知、また、商工会や関係機関と協力・連携して町内での新規の起業・開業の支援をする。
- 企業誘致の推進
 - ・受入体制整備及び情報発信不足。
 - ・引き続き企業誘致に向けた情報発信や PR 活動などを行い、多様な就業の場を創出する。
- 既存産業の活性化
 - ・産業間の連携や、人材の育成、定住促進、雇用・消費の拡大など総合的な取組を通じて町内産業の接続的な発展を図っていく。
- サテライトオフィス・シェアオフィスの誘致
 - ・当該誘致については、誘致できる場所の確保ができていないことなどから実現には繋がらなかった。引き続き、IT 系企業、関連する企業への誘致活動を実施する。
- 再生可能エネルギーの活用
 - ・施設を管理する担当部署へ二酸化炭素排出抑制対策に係る事務事業編及び区域施策編を活用し更新を促す。

基本目標 2 新しい人の流れをつくる

◆主な取組

- シティプロモーションの活用
 - ・北海道田舎活性化協議会が運営する田舎応援型コミュニティで配信しているメールマガジンや関東や関西でも配信されるFM ラジオを通じて、町の魅力の発信や観光・定住促進事業等の情報提供を行った。
- 「新しい人の流れ」による観光の振興
 - ・近隣市町村の知名度や景観、観光資源等を活かした周遊観光を促進するため、観光トイレなどの観光拠点施設からパンフレットの配架による観光情報提供の取組を実施した。
- 空き家・空き地・空き店舗対策
 - ・町のHPにおいて、「しりべし空き家バンク」や町内民間賃貸住宅情報を掲載し、空き家情報について周知を行った。
 - ・空き店舗については、商工会等と連携して問合せ等に対応した。
- 地域おこし協力隊の積極活用
 - ・協力隊員がこれまで培ってきた経験や知識、ネットワーク等を活用してこれまでの発想にとらわれない新たな発想で、商工会等の支援・協力のもと、町内での起業に取り組むことで喜茂別町の商業の活性化を目指した。
- 定住促進対策の拡充
 - ・民間賃貸住宅建設促進事業補助金を活用した民間賃貸住宅の建設が進んだ。
 - ・総合戦略策定時から4棟36戸増えた。
 - ・民間賃貸住宅家賃助成事業補助金により町外から喜茂別町に「住もう」と思って転入されている人がいることから一定の成果を得られている。
 - ・2つの事業を合わせることで更に成果がでていると考えられる。

◆重要業績評価指標（KPI）

指 標	総合戦略策定当時の状況 (平成 27 年)	総合戦略策定時の 数値目標 (平成 31 年)	達成状況 (平成 31 年 1 月現在)
都市部からの移住件数	0 件	5 件	11 件 (新規就業 3 件、 家賃補助 8 件)
観光関連の新たなイベント やツアーなどの開発、観光 資源などの発掘件数	0 件	5 件	1 件
観光入込客	(平成 26 年度) 263.7 万人	300.0 万人	(平成 29 年度) 260.7 万人

◆主な課題・今後の方向性

○シティプロモーションの活用

- ・メールマガジンとラジオでの情報発信は特産品プレゼントなどを行い、沢山の人からの応募やコメントを頂いたが、町の宣伝効果になっているのかは不明。また、宣伝することが乏しいため、新たな魅力創りも必要。
- ・雑誌やテレビ、ラジオ、SNS等を活用して町の知名度向上に向けた情報発信、関心を持ってもらえるような魅力づくりを並行して行っていく。

○「新しい人の流れ」による観光の振興

- ・ニセコ地域の発展や、道内のインバウンド増加による余波を感じつつも、効果的な観光ルートの形成や観光客、通過客の滞留化に繋がる環境整備を十分に実施できなかったため有効に活用しきれなかった。
- ・郷の駅周辺の整備等の市街地周辺の観光資源利活用を検討し、滞留型観光の定着を目指す。(再掲)

○空き家・空き地・空き店舗対策

- ・引き続き、商工会をはじめ、関係機関と協力して実態の把握と情報提供に努める。

○地域おこし協力隊の積極活用

- ・引き続き、地域おこし協力隊を活用し、商工会、観光協会等の支援・協力のもと、町内での起業や就業に係る支援に取り組む。

○定住促進対策の拡充

- ・賃貸住宅については、建設費用への補助によりある一定の戸数が確保できたが、単身者用の1LDKの住宅が多数であることから、今後は、世帯向けの住宅の建設が必要と考えられる。
- ・家賃への助成事業については、一定の成果が見受けられるため、人の流入を促進するため事業の継続が必要と考える。

基本目標 3 子育て支援の充実

◆主な取組

○子育て支援の充実

- ・家庭教育ナビゲーター育成事業受講者 45名（H30.3現在）
子育て親子が孤立しないよう親同士はもとより、地域住民も含め子育て等に関する相談ができる体制づくりをすすめることができた。
- ・子育てサークルと協働した事業の実施
子育てサークルへ参加している保護者と地域住民の交流の場としての芸術事業を実施し、その際に託児を行った。子育てに係るストレスの緩和と住民同士の交流が図られた。
- ・図書室内談話室等の整備
平成28年12月に移転した図書室内に談話室を整備し、子育て親子が気軽に集える居場所づくりを行った。

◆重要業績評価指標（KPI）

指標	総合戦略策定当時の状況 (平成27年)	総合戦略策定時の 数値目標 (平成31年)	達成状況 (平成31年 1月現在)
合計特殊出生率	1.19	1.80	1.55
出会いの場創出のための事業数	0件	4件	0件
出生数	63人	90人	58人

◆主な課題・今後の方向性

○子育て支援の充実

- ・家庭教育の促進
子育て世代の親の学びの場の提供、レクリエーション等各種事業を通じた交流の場の提供
引き続き家庭教育ナビゲーターの養成を行い、子育て家庭を地域で見守ることへの興味・関心の醸成を図る。
図書室の環境整備を図り、子育て親子が気軽に集える環境整備の推進を図る。

基本目標 4 安心・安全な暮らしを守る

◆主な取組

- 近隣市町村との新たな広域連携
 - ・ ようてい・西いぶり広域連携会議の発足
 - ・ 地域情報通信基盤利用促進協議会の発足
 - ・ 介護老人福祉施設の（福）溪仁会きもべつ喜らめきの郷の誘致により、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができている。
- 安心・安全の確保
 - ・ 防犯：「おしゃべり回覧板」を活用し防犯情報発信等
- ICTの利活用
 - ・ インターネット回線を活用した消防吹鳴システム更新
 - ・ 避難所へのWi-Fi整備
 - ・ 「おしゃべり回覧板」のアプリ版「きもべつ おしゃべり回覧板APP」導入
 - ・ 観光パンフレットのアプリ版「きもべつ時間」の導入
 - ・ 地域支援事業（総合事業、一般介護予防事業等）にて、高齢者でも元気なうちから活動的な生活を送り、できる限りその生活を維持できるような取組を行っている。
 - ・ 4町村連携の健康事業にて、専門家より最新の医療や福祉の情報を得たり、他町の人との交流を行うことで、自分の健康は自分で考え守る意識付けを行っている。
 - ・ 元気カルテに町民の基礎情報から支援内容までを登録することで、支援に際し、係内での情報共有の一助となっている。今後の課題として、関係機関とも共有することによって、情報が一元化し、タイムリーな支援の一助となり地域包括ケアがより活性化すると考える。
 - ・ 町立クリニックを中心として、各種医療職・福祉職にとどまらず、他自治体の拠点病院等とも密に連携し、適切な医療サービスと福祉サービスにつなげている。
 - ・ 在宅福祉事業の一つである生活支援サービスの中で、IP電話と訪問により見守りと安否確認を行っている。
- 地域ボランティアなどの育成と組織化
 - ・ 町民及び事業者向けに認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の病態とその方々への適切な対応方法を理解することで、行政等だけでは行き届かない範囲の見守りに活かすことができている。
- 集落・地域コミュニティのための支援
 - ・ 社会福祉協議会への委託事業の中で、地域サロン事業を展開しており、ふれあいセンターでの事業が多い中、市街地から離れた住民に対しても介護予防活動が取り組めるように支援している。

◆重要業績評価指標（KPI）

指 標	総合戦略策定当時の状況 (平成 27 年)	総合戦略策定時の 数値目標 (平成 31 年)	達成状況 (平成 31 年 1 月現在)
既存公共施設ストックの転用数	0 件	2 件	0 件
元気カルテの登録数	150 件	500 件	1,269 件
ICT を活用した他地域との連携	1 件	3 件	5 件

◆主な課題・今後の方向性

- 近隣市町村との新たな広域連携
 - ・ ようてい・西いぶり広域連携会議
具体性のある中長期的な目標や継続性のある取組を検討していく必要がある。
 - ・ 地域情報通信基盤利用促進協議会
複数市町村の連携による取組の検討を引き続き進めていく必要がある。
- 安心・安全の確保
 - ・ 「自助（セルフケア等）・互助（ボランティア等）・共助（介護保険サービス等）・公助（生活保護等）」の観点から地域包括ケアシステムを捉えることも求められているが、このような観定の普及啓発が十分とは言えず、また、それを満足できるような人的資源及び物的資源が不足しているため、施策の展開が十分に行えていない状況である。
 - ・ 避難行動要支援者への災害時の支援体制において、避難行動要支援者名簿の作成及び活用について支援者となる民生委員や自治会組織との継続的な協議が必要とされる。
- 健康づくりに対する多面的な支援
 - ・ 元気カルテについては、個人情報取扱や、ハード面の整備費用等の問題がある。
 - ・ 元気カルテの活用については、必要性も含めて再検討が必要。
 - ・ できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められているが、人的資源及び物的資源の不足により十分な構築が図られていない。結果として、他自治体への転出を余儀なくされているケースも少なくない。
- 地域ボランティアなどの育成と組織化
 - ・ 認知機能の低下を「老化」という一言で見過ごされてしまうことが少なくなく、認知症に対する理解の普及が十分とはいえない。

3 時代の潮流

(1) 人口構造の変化

国全体が人口急減という深刻な課題に直面しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年推計）で、2030年以降に全都道府県で総人口が減少します。2045年の総人口は東京都を除いた全ての道府県で2015年を下回ることが予測されています。

特に、出生数の低下により、15歳未満の人口は減少が続き、全都道府県でほぼ一貫して低下します。一方、65歳以上の人口は増加を続け、これまでに経験したことのない超高齢社会を迎えます。

こうした人口構造の急速な変化は、労働力人口の減少等による地域経済の縮小をはじめ、地域コミュニティ機能の低下、税収の減少など、地域生活や地域社会全体にわたって、これまでに経験したことのない大きな影響を及ぼすことが懸念されます。なかでも、地域や産業の担い手が高齢化し、減少することで、まち全体の活力が失われていくことが大きな課題となります。

まちとしての機能や魅力と活力を維持するため、安心して結婚、出産、子育てができる環境の充実をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活続けることができるよう、医療、介護、生活支援など日常生活を支えるサービス基盤を確保するとともに、多様な主体による地域の支えあいの取組を促進することが重要となってきています。

そのためには、家庭、地域、ボランティア、NPO、企業などとの協働のほか、町民サービスの新たな担い手の育成に努めるなど、人口減少社会に的確に対応したまちづくりに取り組むことが必要です。

(2) 経済と産業の変化

経済と産業をめぐる環境は、経済活動のさらなるグローバル化に加え、すべてのものがインターネットと繋がる「IoT」や「人工知能(AI)」など、情報通信技術のさらなる発展により起こりつつある「第4次産業革命」によって生み出される超スマート社会「Society5.0」など、その構造に大きな変化をもたらす時代の波が押し寄せています。

各企業の新たな市場開拓や成長分野への取組として、ビッグデータの活用の拡大、自動車や家電の情報化といった情報通信技術のさらなる進化、電子商取引の拡大、健康志向の高まりへの対応など、技術革新やライフスタイルの変化を反映した、さまざまな研究開発が行われています。

今後も企業を取り巻く社会経済情勢は、加速度的に変化することが予測されるため、経営環境を的確に把握しつつ、消費者ニーズへの迅速な対応や今後の成長が期待される分野へ参入することが必要となります。

こうした変化に応じて、産業の振興を支援し、町民一人ひとりがもてる能力を発揮できる就労

環境を確保することにより、まちの活力を高めていくことが求められています。

(3) 価値観やライフスタイルの多様化

グローバル化の進展に加え、情報通信技術の急速な発達にともない、多種多様な情報を入手することが可能になり、個人の価値観が多様化しています。とりわけ、結婚や家庭に対する価値観の変化、女性の活躍推進、終身雇用にこだわらない働き方など、これまでの標準的な社会モデルにとらわれない、多様なライフスタイルを選択できる時代となりました。

女性活躍推進法の改正やジェンダーフリー、ダイバーシティの推進といった価値観の変化が、地域における支えあい関係の希薄化を招き、身近な生活を守る地域活動の維持が課題となっています。

多様化・複雑化・高度化する暮らし方に対応した行政サービスの提供を図るとともに、互いに多様な価値観を認め合い、町民一人ひとりが活躍できるための仕組みづくりが必要となっています。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

地球温暖化の進行による、地球規模での異常気象の発生、生態系の変化など広範な影響が予想される環境問題は、世界共通の課題となっています。

こうした中で、恵まれた豊かな自然環境を後世へ繋いでいくため、廃棄物の適正な処理や循環型社会の形成、自然環境の保全、再生などの取組をより一層推進することが必要です。

また、近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模な地震、さらに台風や集中豪雨など、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害の発生が増加傾向にあることに加え、北海道でも平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震とこれに伴うブラックアウトや液状化等を教訓に、防災・減災対策について、町民一人ひとりの意識高揚が求められています。

さらに、自然災害以外にも、食の安全、新たな疾病、特殊詐欺やインターネット犯罪などの日常生活におけるリスクは拡大かつ複雑化してきています。

こうしたさまざまな危険から身を守るため、危機管理能力や、地域の防災力を向上させるための取組など、行政はもとより、地域住民や関係機関などとも連携した取組が必要です。

(5) 地方の自立と創生

地方行財政運営を取り巻く地域経済は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少などにより、地方自治体の財政状況は引き続き厳しい状況にあります。

さらに、社会保障費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費など、今後、増大する経費負担は、自治体運営に大きな影響を与えることから、公共施設の利用需要の変化を見定めた適正なマネジメントなど、これまで以上に効率的で健全な行財政運営に取り組むことが求められています。

このような状況下において、国では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域にあった行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るため、地方分権改革の取組が引き続き進められています。

また、地方創生については、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、人口の東京一極集中の是正をはじめ、若い世代の就労、結婚、子育てに対する希望の実現や、地域特性を反映した地域課題の解決に向け、町民と行政の協働のもと一体的に取り組むことが求められています。

(6) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実施に向けた取組

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

わが国においては、政府に SDGs 推進本部が設置され、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。



資料：内閣府 地方創生推進室 HP <http://future-city.jp/SDGs/>

参考：SDGsの17の目標と自治体行政の関係

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

しかし、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取舍選択し、各地域の実情にあわせて落とし込む作業が必要です。

なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities & Local Governments）が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」では下表のように整理しています。

本計画では、これらの目標やターゲットを視点として取り入れ整理しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。 各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	保健	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>住民の健康寿命は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。 都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	教育	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。 地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。 また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	水・衛生	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。 水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギー	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	経済成長と雇用	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。 また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>インフラ、産業化、イノベーション</p>	<p>【目標 9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。 地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>不平等</p>	<p>【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>持続可能な都市</p>	<p>【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。 都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産と消費</p>	<p>【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。 これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。 省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動</p>	<p>【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋資源</p>	<p>【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。 まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸上資源</p>	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。 自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和</p>	<p>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。 地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>実施手段</p>	<p>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。 持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」

第2章 基本構想

1 まちの将来像

基本構想の柱とする分野は、下記のとおりとします。

【基本構想】

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち | (生活環境) |
| 2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち | (産業振興) |
| 3 全ての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち | (保健・医療・福祉) |
| 4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち | (教育・文化) |
| 5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち | (持続可能なまちづくり) |

【将来暮らしたいまちの姿（将来像）】

私たちのまち喜茂別町は、雄大な羊蹄山麓に抱かれ、尻別川をはじめとする清流の流れとともに、先人の知恵と努力により、豊かな自然の恵みのもと、歴史と文化、産業が培われ、発展してきました。

しかしながら、現在、私たちの社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化に直面し、まちの産業や地域経済の低迷、人手不足など多くの課題を抱えており、こうした困難を乗り越えるため、町と町民が力を合わせて、**移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大**を進めることが私たちの責務となっています。

これからの喜茂別町は、町民が健康で安全に安心して暮らすことができ、文化的で活力にあふれ、地域が支え合う、全ての『ひと』が活躍できるまちづくりを進めます。

豊かな自然を守り育て、若い世代、高齢者、健康な方、障がいのある方など全ての『ひと』が、働き、学び、集い、生き生きと暮すことができる地域社会を実現するため、「**人と自然がきらめく町きもべつ**」を将来像に掲げ、私たち一人ひとりが協力し合い、将来も喜茂別町が暮らしやすく、住み続けられるまちであるために、今できることに取り組みます。

【第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略】

第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略については、同時期に更新時期を迎える第6次喜茂別町総合計画と一つのものとして策定することから、総合計画の基本計画において、国の総合戦略が定める政策分野に従い、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大に向けた施策を重点プロジェクトとして位置づけ、喜茂別町の実情に合わせた次の4つの取組を推進していきます。

【重点プロジェクト（喜茂別町総合戦略）】

- ① 安定した雇用の創出
- ② 新しい人の流れをつくる
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 安心・安全な暮らしを守る

【SDGs17の目標の視点】

総合計画に示す町の将来像、各施策の方向性は、スケールは違うものの、SDGsの理念と重なると考え、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えております。

そのため、SDGs17の目標の視点から、総合計画の施策体系や取組の整理を進め、とりまとめました。総合計画を推進することで、SDGsの達成をめざします。

将来暮らしていきたいまちの姿（将来像）

第6次喜茂別町総合計画

1 『ひと』にやさしい、
安心・安全なまち
(生活環境)

2 活力にあふれ、
『ひと』が集まるまち
(産業振興)

3 全ての『ひと』が健康で、
生き生きとすごせるまち
(保健・医療・福祉)

4 地域とともに『ひと』と
文化を育むまち
(教育・文化)

まちのめざす姿
(将来像)
**人と自然がきらめく町
きもべつ**

5 『ひと』と地域が支え合う、
住み続けられるまち
(持続可能なまちづくり)

重点プロジェクト【喜茂別町総合戦略】

①安定した雇用の創出

②新しい人の流れをつくる

③子育て支援の充実

④安心・安全な暮らしを守る

連携・整合性

視点の取り入れ

その他まちづくり関連計画・条例等

喜茂別町定住促進基本条例

喜茂別町地域防災計画

喜茂別町国土強靱化計画

喜茂別町教育振興基本計画

その他計画・条例

SDGs 17の目標



国連で採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

重点的に取り組む課題

「移住・定住の推進」

「関係人口の創出・拡大」

2 将来人口（目標）（第2期喜茂別町人口ビジョン）

【期間終期：令和6（2024）年の目標 将来人口：2,008人】

令和22（2040）年の将来人口は1,739人

令和42（2060）年の将来人口は1,388人

本町は、生活環境の整備や子育て支援、福祉の充実、地域産業の振興などを通じて、誰もが住み続けたいと思えるようなまちの実現をめざし、各施策に取り組んでいます。

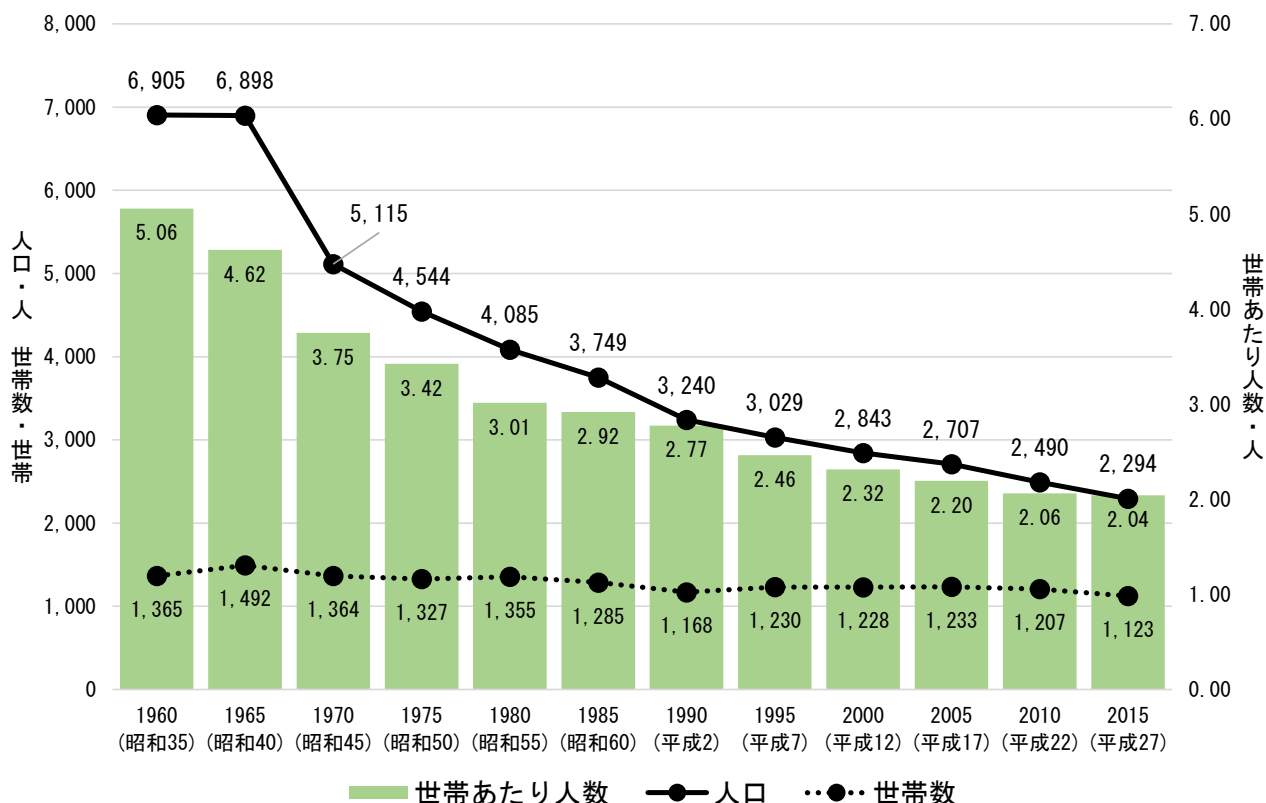
計画策定後、本町の人口を取り巻く環境も大きく変化していますが、総合計画がめざす将来像は長期的な目標であり、まちづくりを進める上での基本的な姿勢は変わらないこと、また、平成27年度に策定した「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」により、人口減少を抑制する取組を一層推進することとしており、人口指標は変更しないこととします。

(1) 喜茂別町の人口の現状分析

人口の概観

<人口の推移>

喜茂別町人口の推移

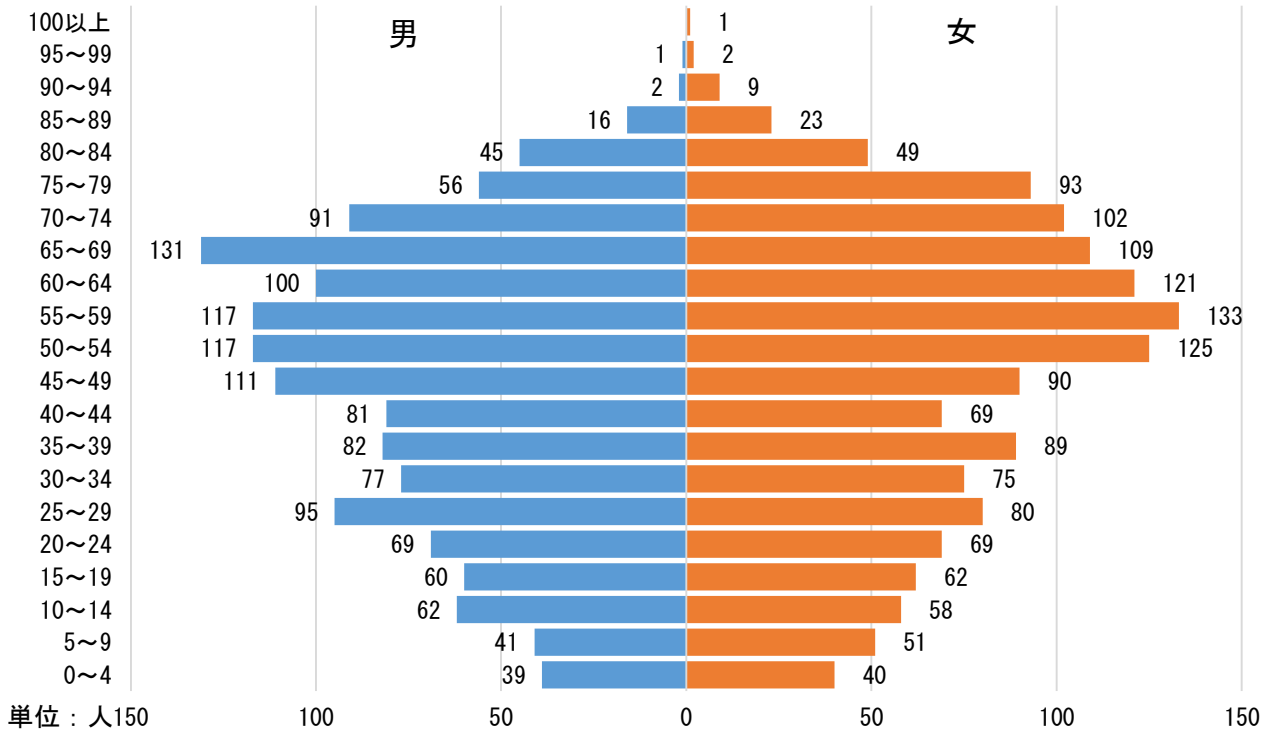


資料：国勢調査

<人口ピラミッド>

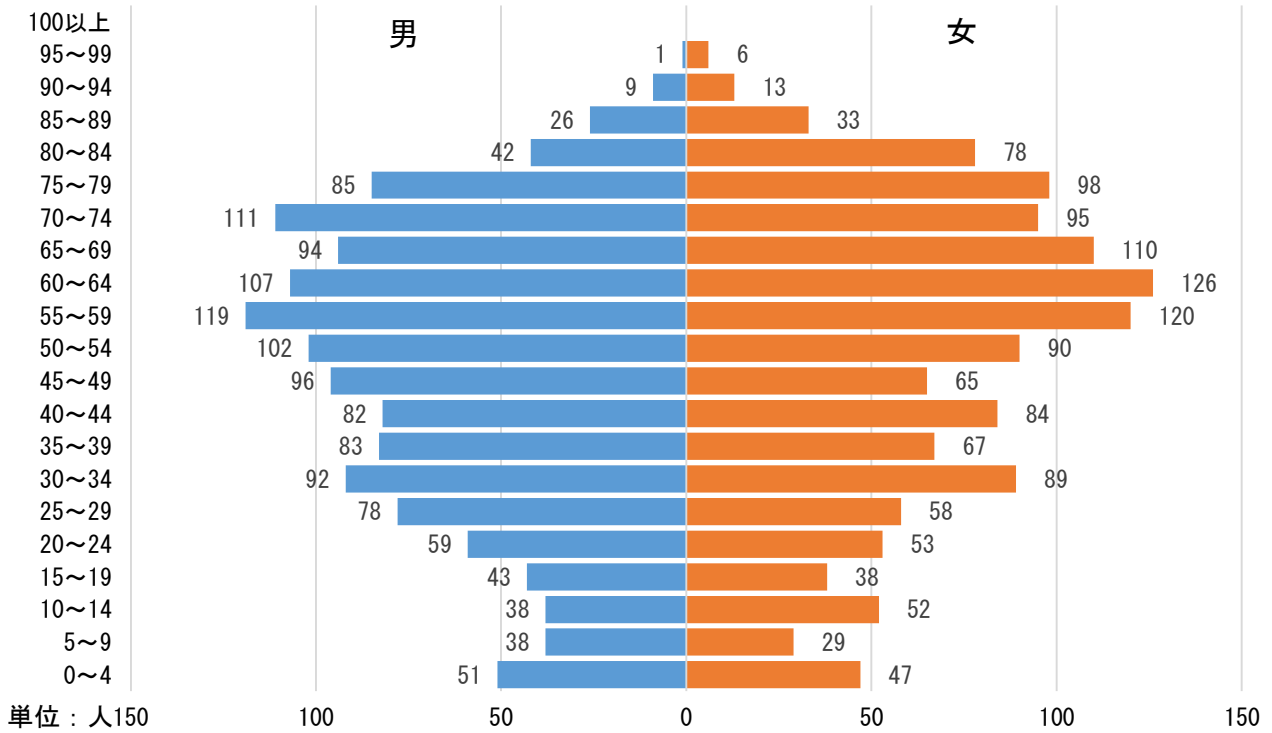
平成12年(2000年)から平成27年(2015年)までの国勢調査による人口ピラミッドをみると、いずれの年次においても「10～14歳」前後の年齢階層で減少している一方で、いわゆる壮年・高齢層ではやや増加傾向にあります。

喜茂別町の人口ピラミッド：平成 12 年（2000 年）



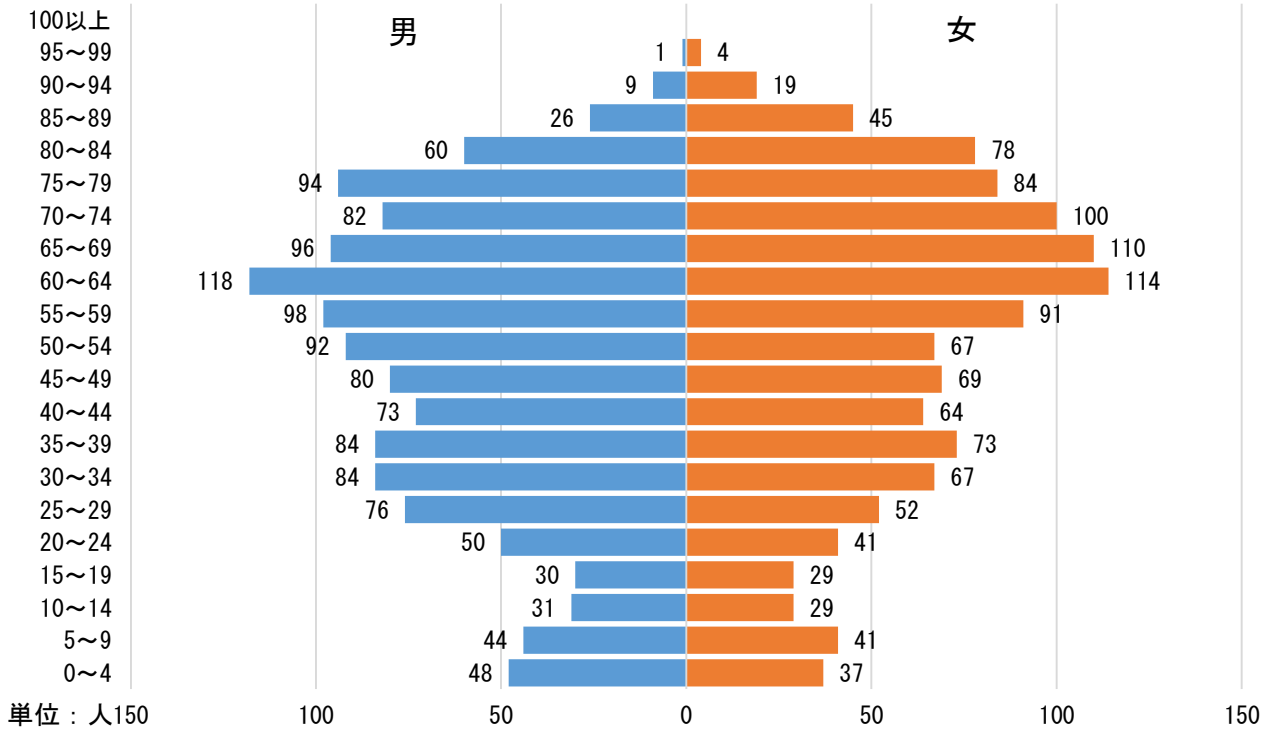
資料：国勢調査

喜茂別町の人口ピラミッド：平成 17 年（2005 年）



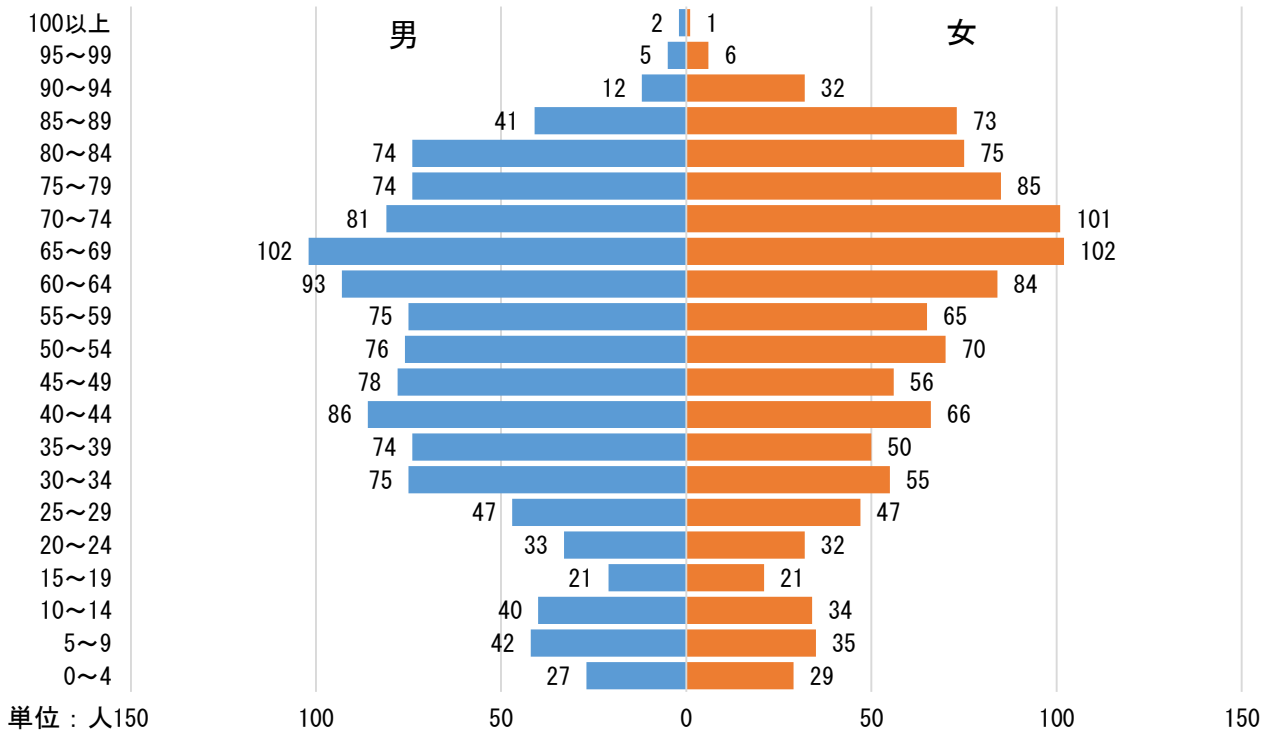
資料：国勢調査

喜茂別町の人口ピラミッド：平成22年（2010年）



資料：国勢調査

喜茂別町の人口ピラミッド：平成27年（2015年）



資料：国勢調査

<年齢別人口の推移>

喜茂別町の年齢別人口の推移をさらに詳しくみると、平成17年（2005年）以降では、「15～19歳」や「20～24歳」などの減少が見られ、平成27年（2015年）には、「15～19歳」が42人、「20～24歳」が65人で、それぞれ平成22年（2010年）対比で71.2%、71.4%となっており、大きく減少しています。

また、「55～59歳」や「60～64歳」などの減少も顕著で、平成27年（2015年）にはそれぞれ140人、177人となっており、平成22年（2010年）対比ではそれぞれ74.1%、76.3%と2割を超える減少となっています。

一方で、「80～84歳」以降の年齢層はほぼ一貫して増加しています。

喜茂別町の年齢別人口の推移

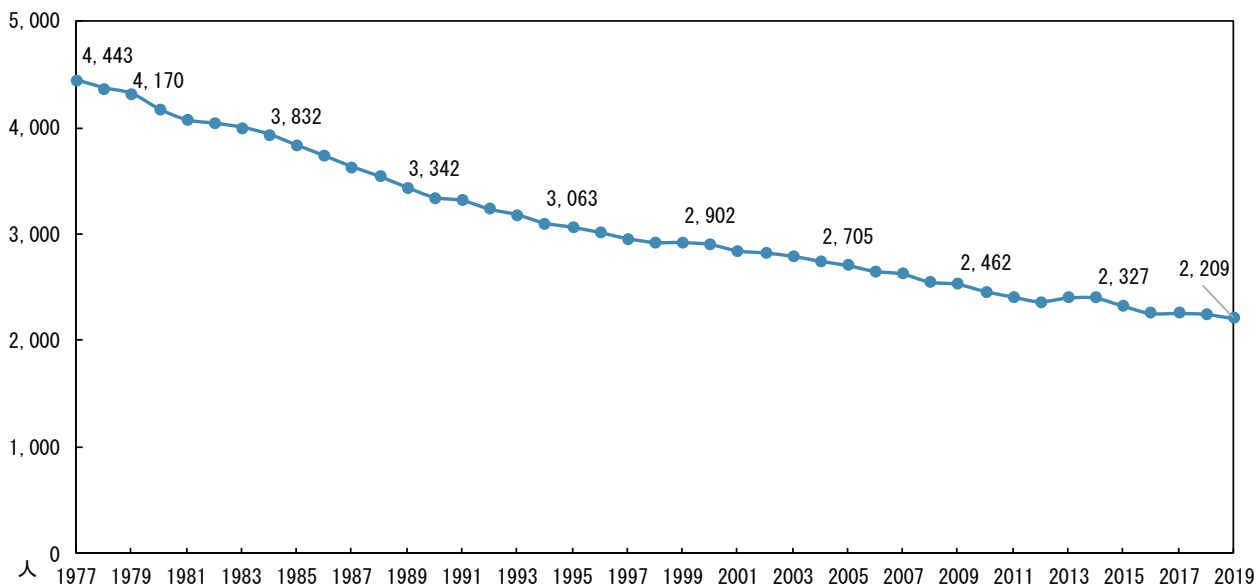
単位：人	平成17年（2005年）			平成22年（2010年）			平成27年（2015年）				
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	H17年対比	H22年対比
0～4歳	98	51	47	85	48	37	56	27	29	57.1%	65.9%
5～9歳	67	38	29	85	44	41	77	42	35	114.9%	90.6%
10～14歳	90	38	52	60	31	29	74	40	34	82.2%	123.3%
15～19歳	81	43	38	59	30	29	42	21	21	51.9%	71.2%
20～24歳	112	59	53	91	50	41	65	33	32	58.0%	71.4%
25～29歳	136	78	58	128	76	52	94	47	47	69.1%	73.4%
30～34歳	181	92	89	151	84	67	130	75	55	71.8%	86.1%
35～39歳	150	83	67	157	84	73	124	74	50	82.7%	79.0%
40～44歳	166	82	84	137	73	64	152	86	66	91.6%	110.9%
45～49歳	161	96	65	149	80	69	134	78	56	83.2%	89.9%
50～54歳	192	102	90	159	92	67	146	76	70	76.0%	91.8%
55～59歳	239	119	120	189	98	91	140	75	65	58.6%	74.1%
60～64歳	233	107	126	232	118	114	177	93	84	76.0%	76.3%
65～69歳	204	94	110	206	96	110	204	102	102	100.0%	99.0%
70～74歳	206	111	95	182	82	100	182	81	101	88.3%	100.0%
75～79歳	183	85	98	178	94	84	159	74	85	86.9%	89.3%
80～84歳	120	42	78	138	60	78	149	74	75	124.2%	108.0%
85～89歳	59	26	33	71	26	45	114	41	73	193.2%	160.6%
90～94歳	22	9	13	28	9	19	44	12	32	200.0%	157.1%
95～99歳	7	1	6	5	1	4	11	5	6	157.1%	220.0%
100歳以上	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	17	13	4	-	-
計	2,707	1,356	1,351	2,490	1,276	1,214	2,294	1,171	1,123	84.7%	92.1%

資料：国勢調査

<住民基本台帳人口の推移>

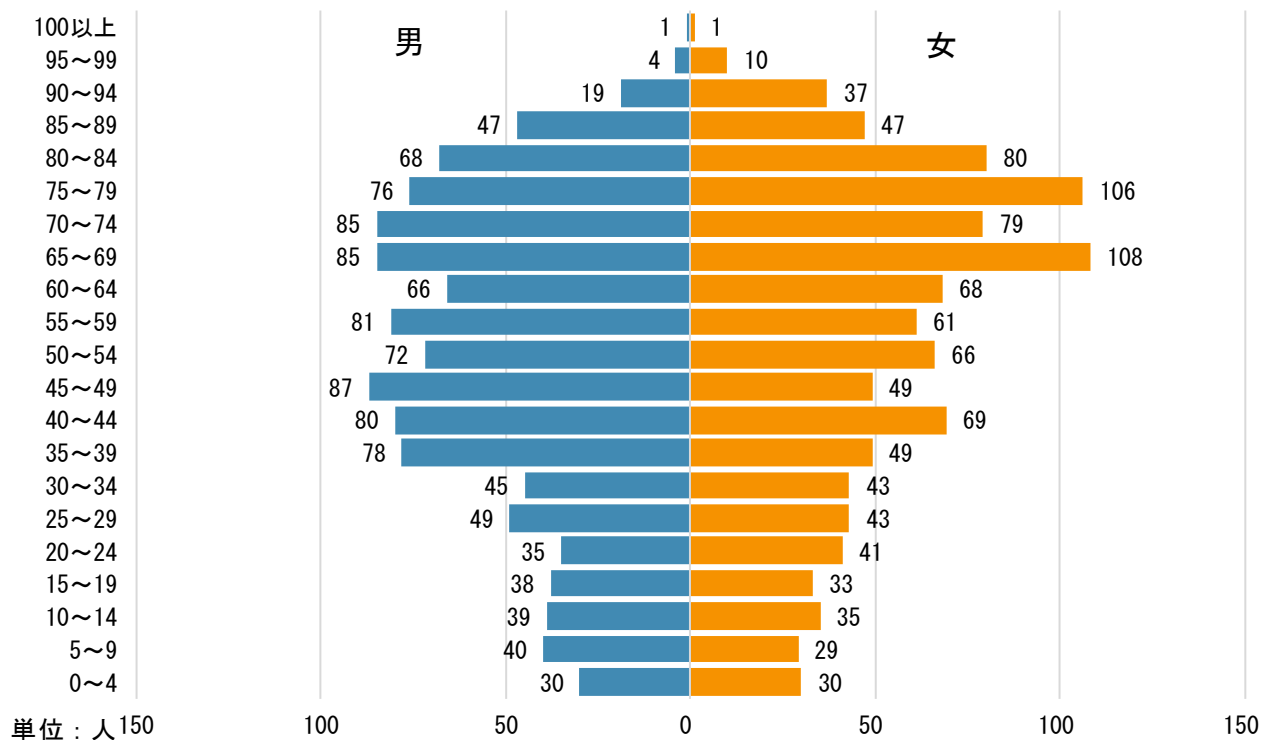
住民基本台帳から喜茂別町の人口をみると、2019年（平成31年）では2,209人で、2015年（平成27年）の2,327人（同年の国勢調査人口は2,294人）と比べると118人減と減少幅自体は小さくなっています。

喜茂別町の住民基本台帳人口推移



資料：住民基本台帳（平成25年までは各年12月末、平成26年以降は各年1月1日）

喜茂別町の人口ピラミッド：平成31年（2019年）



資料：住民基本台帳（平成31年1月1日現在）

人口動態

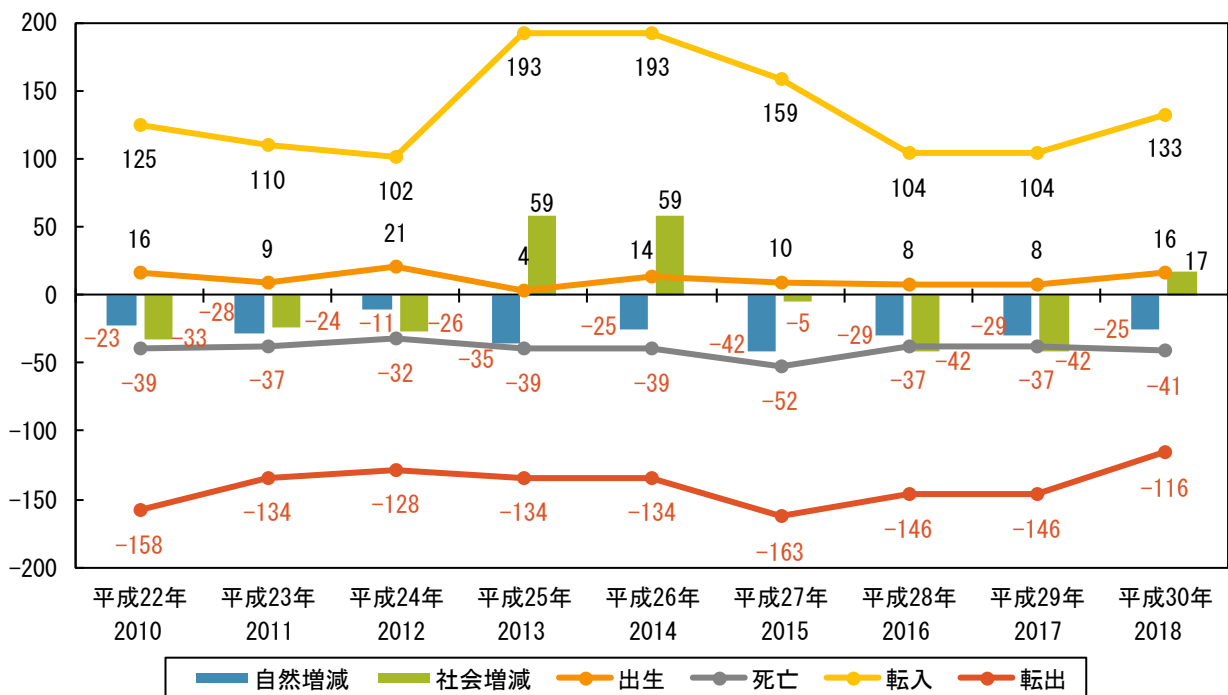
<社会増減・自然増減>

喜茂別町の住民基本台帳から社会増減と自然増減についてみると、平成 25 年（2013 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 30 年（2018 年）を除いて転出数が転入数を上回っており、平成 30 年（2018 年）は転出数 116 人に対し、転入数が 133 人で差し引き転入超過数が 17 人となっています。

自然増減については、一貫して死亡数が出生数を上回っており、平成 30 年（2018 年）では死亡数が 41 人に対し、出生数が 16 人と差し引き死亡超過数が 25 人となっています。

これらから、喜茂別町は自然増減についても、社会増減についてもほぼ減少傾向にあることがわかりますが、社会増減については年度によるばらつきも大きいです。

喜茂別町の社会増減と自然増減の推移



資料：住民基本台帳（平成 25 年までは各年 12 月末、平成 26 年以降は各年 1 月 1 日）

単位：人	自然増減			社会増減		
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成22年(2010)	16	39	-23	125	158	-33
平成23年(2011)	9	37	-28	110	134	-24
平成24年(2012)	21	32	-11	102	128	-26
平成25年(2013)	4	39	-35	193	134	59
平成26年(2014)	14	39	-25	193	134	59
平成27年(2015)	10	52	-42	159	163	-4
平成28年(2016)	8	37	-29	104	146	-42
平成29年(2017)	10	41	-31	144	152	-8
平成30年(2018)	16	41	-25	133	116	17

資料：住民基本台帳（平成 25 年までは各年 12 月末、平成 26 年以降は各年 1 月 1 日）

注：平成 25 年、平成 26 年の社会増減が同様であるのは、平成 25 年までは各年 12 月末、平成 26 年以降は各年 1 月 1 日のデータであるため

<転入出状況>

これら社会増減の状況について、国勢調査からより具体的にみると、平成 27 年（2015 年）の道内市町村別で転出超過が多いのは伊達市の 11 人、余市町の 9 人などとなっています。

一方で、転入超過の状況を見ると、小樽市が 7 人、倶知安町が 6 人となっています。

なお、道外については、転入が 45 人、転出が 19 人の転入超過が 26 人となっています。

喜茂別町の転入出の状況（平成 27 年（2015 年））

		転入		転出		転入- 転出
道内 他市 町村	道内他市町村から	295	道内他市町村へ	295	0	
	札幌市から	100	札幌市へ	96	4	
	倶知安町から	30	倶知安町へ	24	6	
	留寿都村から	21	留寿都村へ	24	-3	
	京極町から	21	京極町へ	20	1	
	小樽市から	18	小樽市へ	11	7	
	江別市から	11				
	ニセコ町から	10	ニセコ町へ	14	-4	
	旭川市から	7				
	蘭越町から	5				
				伊達市へ	13	-11
			余市町へ	12	-9	
			洞爺湖町へ	10	-6	
			真狩村へ	8	-7	
			江別市へ	6	5	
			由仁町へ	5	-5	
	その他から	72	その他へ	52	20	
他都 府県	他都府県から	45	他都府県へ	19	26	
	東京都から	12				
	神奈川県から	9				
	埼玉県から	5				
	大阪府から	5	大阪府へ	5	0	
	その他から	14	その他へ	14	0	
国外	国外から	15				

資料：国勢調査（平成 27 年）

注 1：道内市町村の各市町村と、他県の各都府県はそれぞれ内数で、5 人を越えるものを抽出

注 2：前回（平成 22 年）の国勢調査以降（5 年間）に転入や転出があった数

【常住地とする人口】

常住地による人口と就業者数、従業地・通学地による人口と従業地による就業者数をみると、喜茂別町を常住地とする人口では、平成 27 年（2015 年）の総数（夜間人口）2,294 人に対して、「他市区町村で従業・通学」が 318 人で 13.9%となっており、8 割強が喜茂別町内で従業や通学をしていることがわかります（1 割が町外へ）。

喜茂別町を常住地とする人口（平成 27 年（2015 年））

単位：人	総数 (夜間人口)	従業も通学 もして いない	自宅で従業	自宅外の町 内で従業・ 通学	他市区町村 で従業・ 通学	他県で 従業・通学	(従業・通 学市区町 村) 不詳・外国	(従業地・ 通学地) 不詳
総数(男女別)	2,294	906	317	708	318	-	3	45
15歳未満	207	84	-	118	1	-	-	4
15～19歳	42	3	-	11	28	-	-	-
20～24歳	65	2	6	28	29	-	-	-
25～29歳	94	8	9	46	28	-	-	3
30～34歳	130	18	15	52	39	-	1	6
35～39歳	124	19	18	60	26	-	1	1
40～44歳	152	18	17	74	40	-	-	3
45～49歳	134	13	21	65	35	-	-	-
50～54歳	146	15	30	74	26	-	-	1
55～59歳	140	32	33	47	24	-	-	4
60～64歳	177	53	42	55	25	-	-	2
65～69歳	204	106	41	42	14	-	1	1
70～74歳	182	123	31	26	1	-	-	1
75～79歳	159	131	18	7	2	-	-	1
80～84歳	149	123	25	1	-	-	-	-
85歳以上	172	158	11	2	-	-	-	1

資料：国勢調査（平成 27 年）

注）常住地や従業地、通学地等の不詳が異なることから、総数が合わない場合がある（以下、同じ）

<常住地とする従業者数>

従業者数に絞ってみると、総数 1,202 人に対して「他市町村で従業」が 292 人となっているが、このことは、喜茂別町内を常住地としている従業者数の 24.3%が喜茂別町外に通勤（勤務）していることを意味しています。

喜茂別町を常住地とする従業者数（平成 27 年（2015 年））

単位：人	総数	自宅で従業	自宅外の 町内で従業	他市区町村 で従業	他県で従業	(従業市区 町村) 不詳・外国	(従業地) 不詳
総数(男女別)	1,202	317	581	292	-	3	12
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	8	-	3	5	-	-	-
20～24歳	60	6	27	27	-	-	-
25～29歳	84	9	46	28	-	-	1
30～34歳	109	15	52	39	-	1	3
35～39歳	104	18	60	26	-	1	-
40～44歳	134	17	74	40	-	-	3
45～49歳	121	21	65	35	-	-	-
50～54歳	130	30	74	26	-	-	-
55～59歳	106	33	47	24	-	-	2
60～64歳	124	42	55	25	-	-	2
65～69歳	97	41	42	14	-	1	-
70～74歳	58	31	26	1	-	-	-
75～79歳	27	18	7	2	-	-	-
80～84歳	26	25	1	-	-	-	-
85歳以上	14	11	2	-	-	-	1

資料：国勢調査（平成 27 年）

<従業地・通学地とする人口・従業者数>

喜茂別町を従業地や通学地にしている町外常住者をみると、総数（昼間人口）の2,260人に対して、「道内他市町村に常住」が279人、「他県に常住」が2人の計281人で、全体の12.4%となっています。このうち、従業者については、1,194人に対して町外常住者は同じく281人で、全体の23.5%となっており、町外からの従業地及び通学地にはなっていないことがわかります。

これらを改めて整理すると、喜茂別町に常住する者の13.9%が町外で従業、通学し、特に従業者については24.3%が町外で従業しているのに対し、喜茂別町外に常住する者が喜茂別町内で従業する比率は12.4%となっていることから、喜茂別町から他市町村に従業、通学する者の方が、他市町村から喜茂別町に従業、通学する者より多いことがわかります。

喜茂別町を従業地・通学地とする人口・従業者数（平成27年（2015年））

単位：人	従業地・通学地による人口			従業地による就業者数		
	総数 (昼間人口)	うち道内 他市町村に 常住	うち他県に 常住	総数	うち道内 他市町村に 常住	うち他県に 常住
総数(男女別)	2,260	279	2	1,194	279	2
15歳未満	206	-	-	-	-	-
15～19歳	16	2	-	5	2	-
20～24歳	45	9	-	42	9	-
25～29歳	78	11	1	68	11	1
30～34歳	107	15	-	86	15	-
35～39歳	137	38	-	117	38	-
40～44歳	149	37	-	131	37	-
45～49歳	131	31	1	118	31	1
50～54歳	151	31	-	135	31	-
55～59歳	153	37	-	119	37	-
60～64歳	182	30	-	129	30	-
65～69歳	216	25	-	109	25	-
70～74歳	190	9	-	66	9	-
75～79歳	161	4	-	29	4	-
80～84歳	149	-	-	26	-	-
85歳以上	172	-	-	14	-	-

資料：国勢調査（平成27年）

合計特殊出生率（TFR）

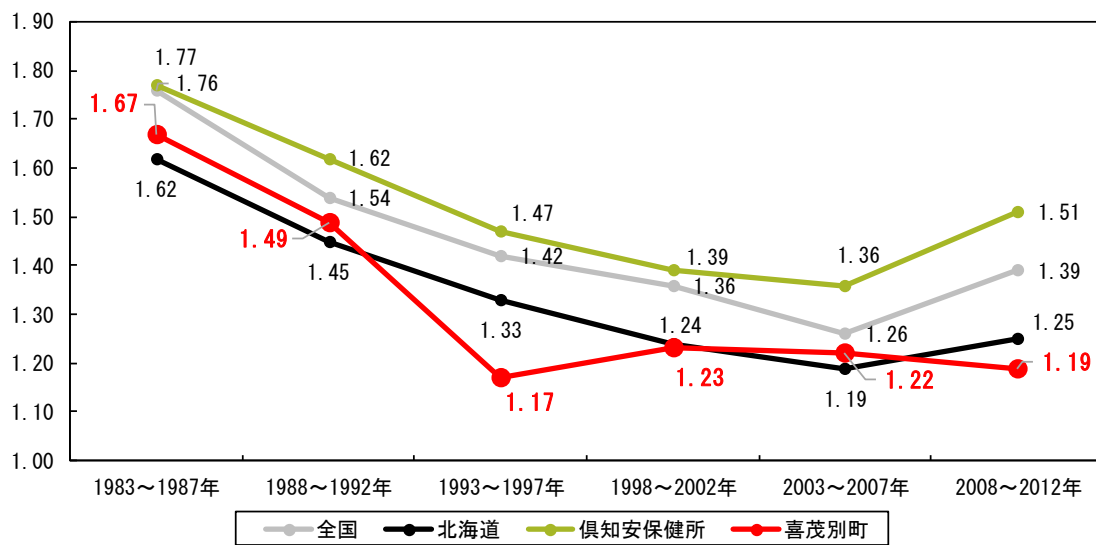
合計特殊出生率（TFR：Total Fertility Rate）とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示しており、例えば時期や地域などの異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較、評価する際の重要な指標であることから、今回の推計でも用いています。

この合計特殊出生率（TFR）について、喜茂別町の状況をみると、減少を続けて1993年（平成5年）～1997年（平成9年）には1.17となりましたが、直近値（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））では1.19となっています。

この数値は北海道の1.25を0.06ポイント下回り、全国の1.39についても0.20ポイント下回っています。

なお、北海道は全国の数値よりも相対的に低い水準にあり、このことは同時期の合計特殊出生率（TFR）が1.08となっているなど札幌市の影響が大きいと考えられますが、このように一般的に都市部は低位、地方は高位にあると指摘されていますが、喜茂別町は周辺町村を含む俱知安保健所の数値よりもさらに低い状況にあります。

喜茂別町の合計特殊出生率（TFR）推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（全国は人口動態総計）

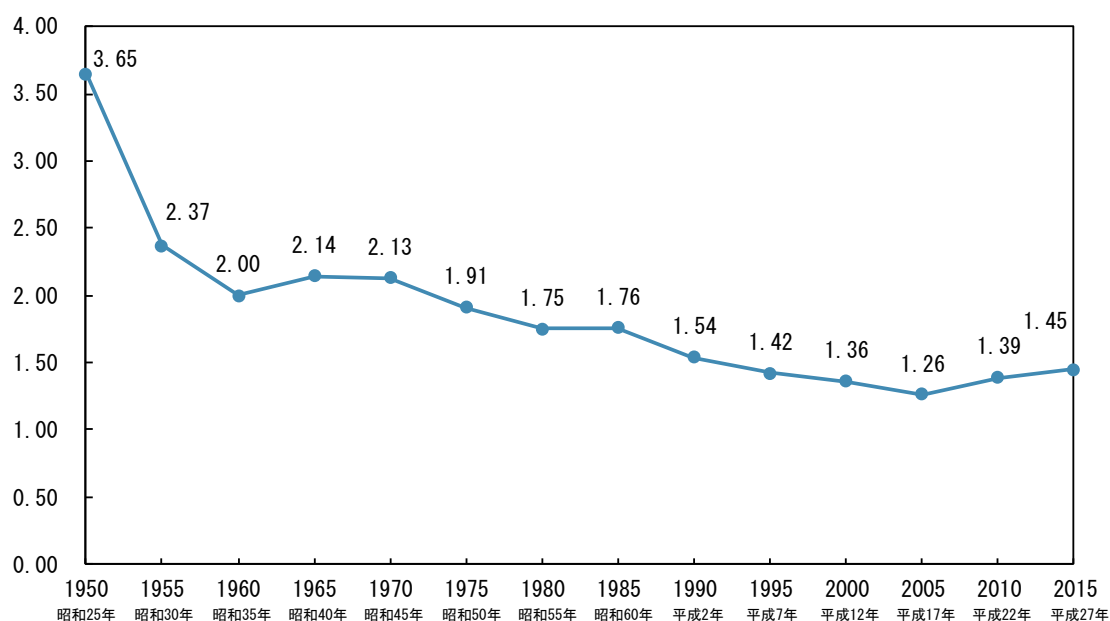
注1：俱知安保健所には島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村を含む

注2：平成20～24年（2008～2012） 人口動態保健所・市区町村別統計が最新データ

また、参考までに人口動態総覧により、全国の1950年（昭和25年）から2015年（平成27年）までの推移をみると、1950年（昭和25年）は3.65でしたが、1965年（昭和40年）の2.14以降はなだらかな減少傾向にあり、2005年（平成17年）には1.26まで低下しましたが、2010年（平成22年）には1.39と0.13ポイント増加し、その後2015年（平成27年）には1.45とさらに増加しました。

なお、人口が均衡（増加も減少もしない）する合計特殊出生率（TFR）は2.1程度といわれており（「人口置換水準」という）、2013年（平成25年）の女性の死亡率等を考慮すると2.07（国立社会保障・人口問題研究所の算出値）となりますが、1970年（昭和45年）の2.13以降でこの水準を上回ったことはありません。

全国の合計特殊出生率（TFR）推移
1960年（昭和35年）～2015年（平成27年）：5年刻み



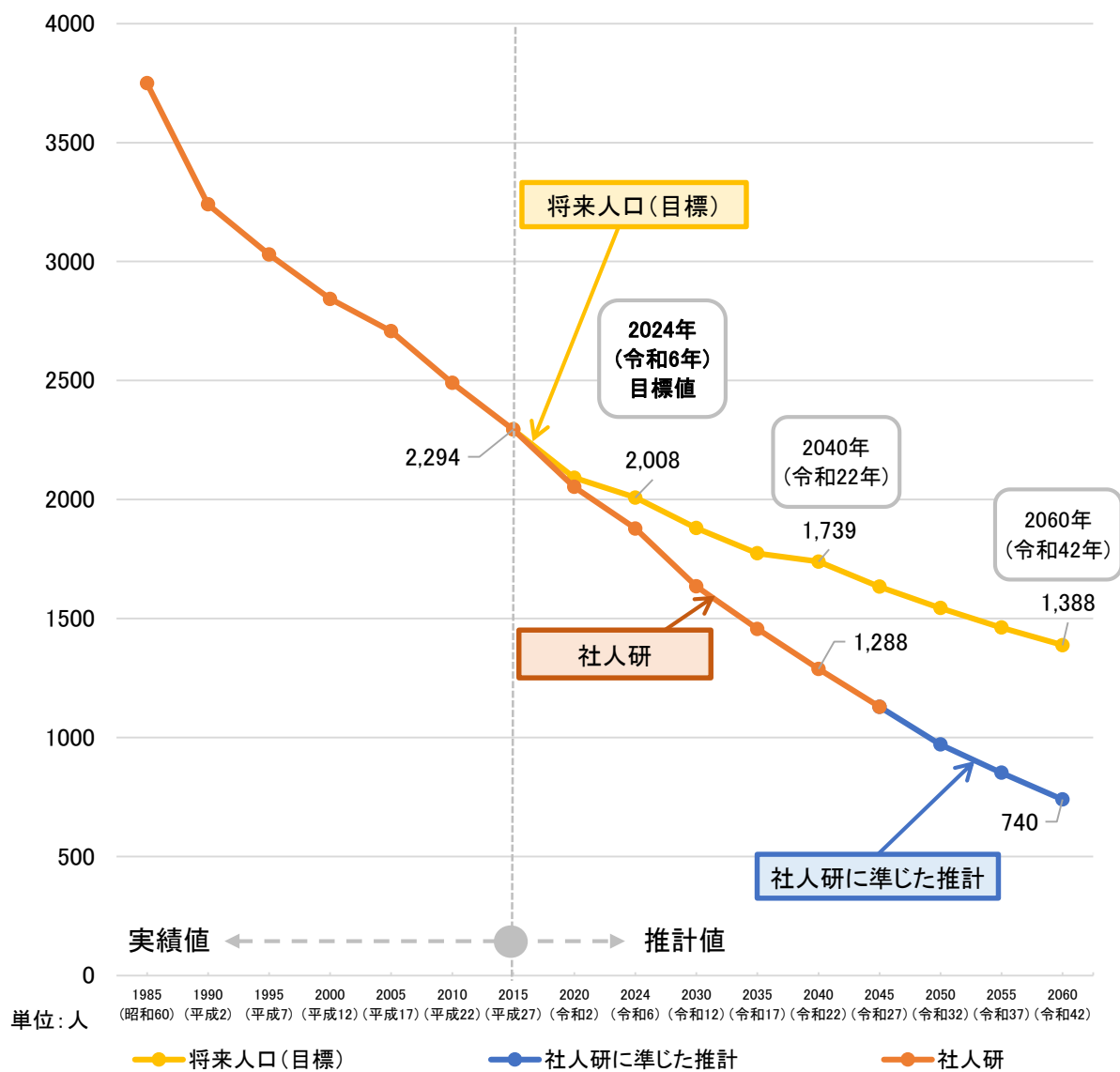
資料：人口動態総覧（厚生労働省）

注1：人口動態総覧に市町村別の数値はない

注2：過去の合計特殊出生率のピークは、統計が開始された1947年（昭和22年）の4.54である

(2) 喜茂別町の将来人口推計

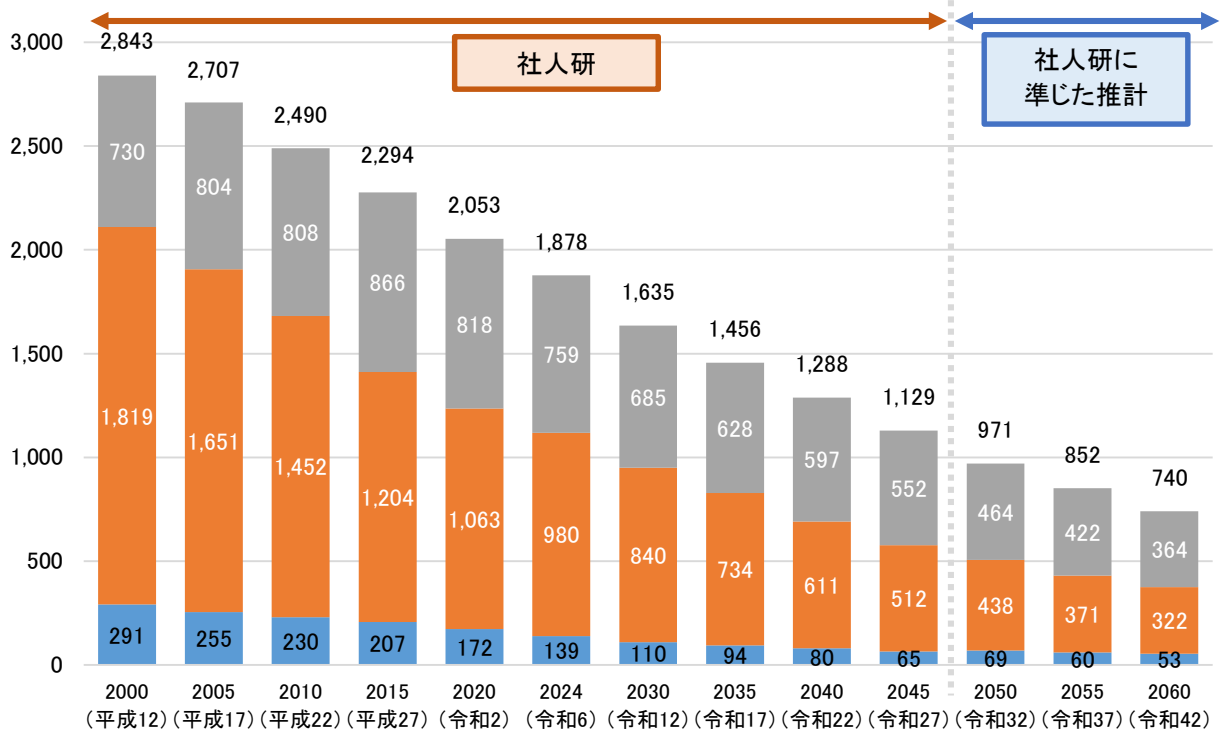
各暫定推計結果の推移



単位：人	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2024年 (令和6年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
将来人口(目標)	2,294	2,092	2,008	1,880	1,774	1,739	1,634	1,544	1,462	1,388
社人研	2,294	2,053	1,878	1,635	1,456	1,288				
社人研に準じた推計								971	852	740

※「将来人口(目標)」は、「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」で設定した2040年1,739人、2060年1,388人を踏襲するが、この第1期は2010年(平成22年)の国勢調査を基準とした推計となるため、今回の第2期では改めて2015年の国勢調査を基準として、直近の住民基本台帳人口なども考慮して2020年から2035年の数値について補正した。

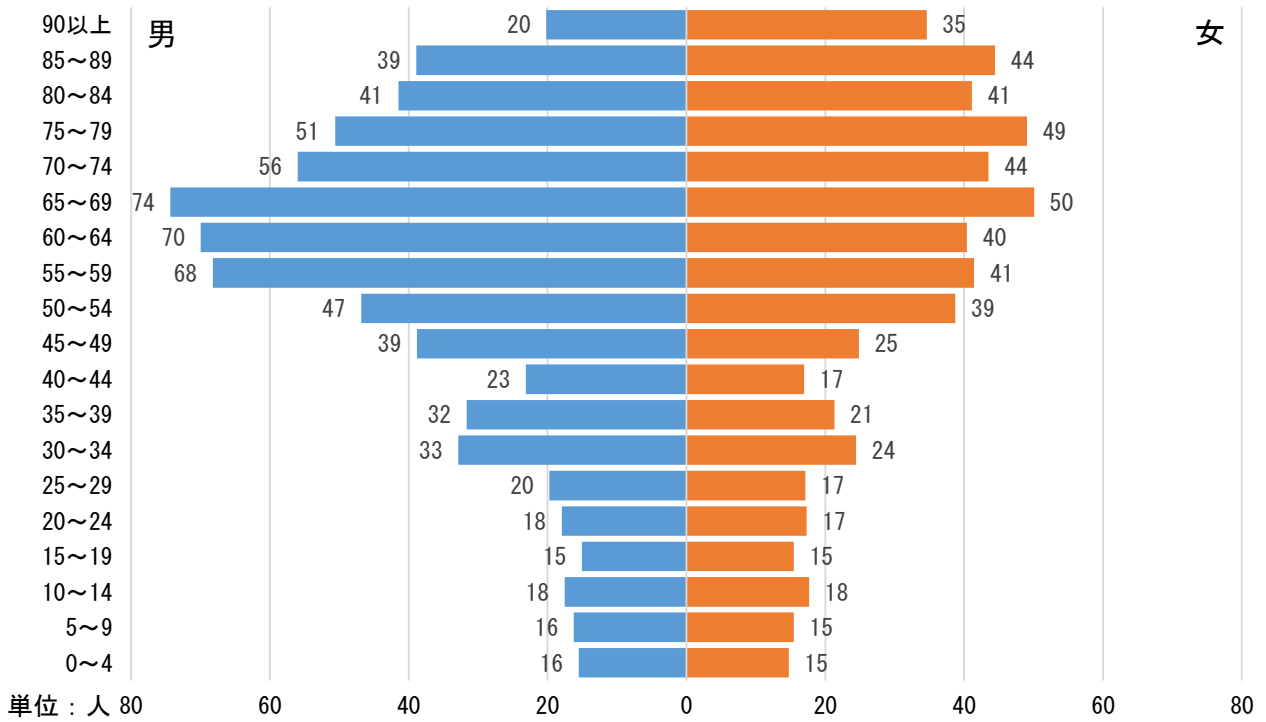
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）及び
社人研準拠（今回推計）の年齢3区分暫定推計結果



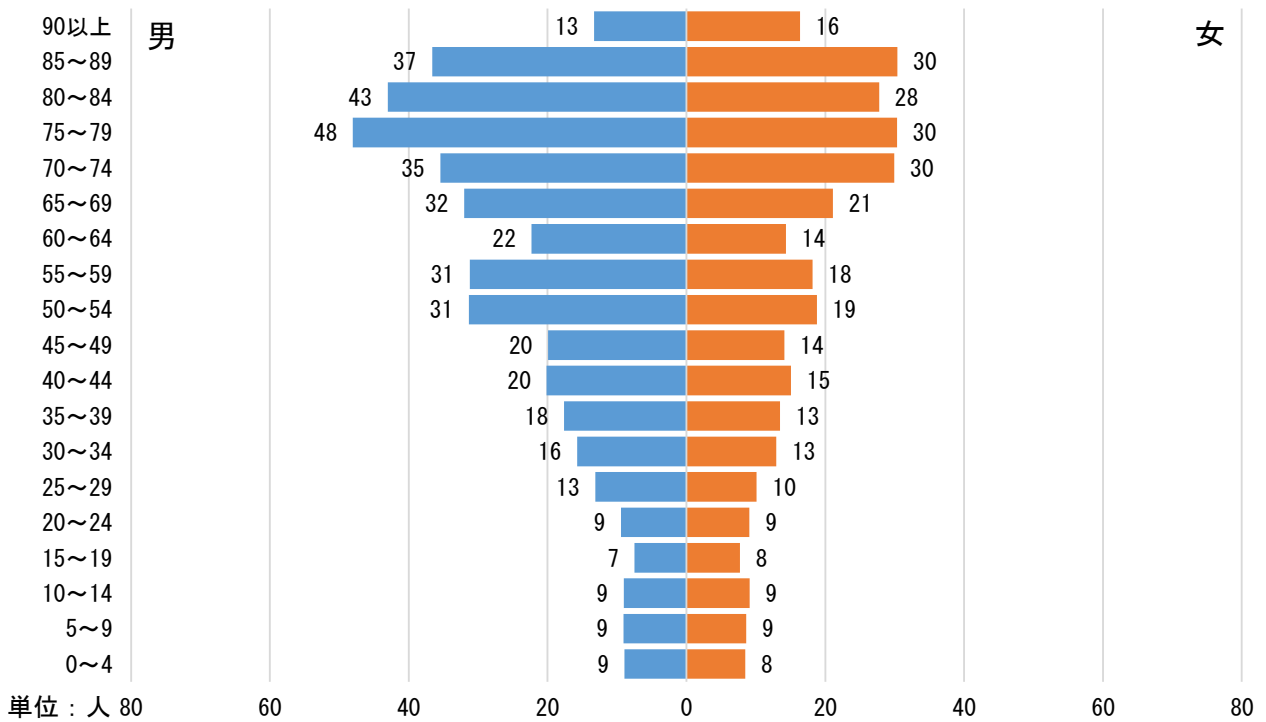
単位：人

■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 老年人口

社人研に準拠した推計（今回推計）・喜茂別町の人口ピラミッド（2040年）



社人研に準拠した推計（今回推計）・喜茂別町の人口ピラミッド（2060年）



3 施策大綱

基本目標 1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち（生活環境）

喜茂別町は、雄大な羊蹄山がそびえ、清流・尻別川が流れる美しい自然と景観に恵まれた町であり、この豊かな自然を次世代に継承するため、町民一人ひとりが、ごみの減量化やリサイクルに努めるなど、環境と調和した自然とひとにやさしいまちづくりを進めます。

また、町民のニーズと地域特性に対応した住環境、生活空間、公共交通などの生活環境の整備を進めることで、日常生活の利便性を向上させ、町民が快適で、暮らしやすい環境の創出を目指します。

さらに、公共施設、道路、上下水道などの社会インフラの維持・整備を計画的に進め、町の発展の土台となる安定的な生活基盤を築くことで、町全体の強靱化を図り、災害や事故から大切な生命や財産を守る、安心・安全なまちづくりを進めます。

【生活環境施策】

- 1-1 土地利用・市街地整備・景観
- 1-2 道路・交通網
- 1-3 上下水道
- 1-4 環境保全・循環型社会
- 1-5 住環境・生活空間
- 1-6 消防・救急体制
- 1-7 交通安全・防犯

基本目標 2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち（産業振興）

喜茂別町は、札幌圏や新千歳空港からアクセスが良く、2つの国道の結節点となっているなど、その立地特性を生かした企業誘致に取り組み、民間や外部からの活力を取り入れながら、新たな雇用の創出、基幹産業である農業の振興、商工業の継続・発展や起業に対する支援などにより、まちに仕事を創出し、まち全体の産業の活性化を目指します。

また、まちに多くの人を呼び込むために、雄大な自然や中山峠、郷の駅を活用した観光施策を進めるとともに、新たな観光メニューの創出、特産品の開発、情報発信の強化などの新たな取組を支援し、観光業の育成、発展を目指します。

さらには、深刻な人材不足はまちの産業全体の喫緊の課題となっているため、労働者が安心して働ける環境づくりや、女性や高齢者などが社会進出しやすい環境整備を進めるとともに、首都圏の移住希望者や外国人人材など多様な人材確保のための取組を進めます。

【産業振興施策】

- 2-1 農林業
- 2-2 商工業
- 2-3 観光業
- 2-4 雇用対策

基本目標3 すべての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち

(保健・医療・福祉)

町民一人ひとりが、住み慣れた土地で生涯を健康で生き生きと暮らしていけるように、生活習慣病や介護などへの予防に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、高齢者・障がいのある方へのきめ細かい福祉・介護サービスを確立することで、若い世代、高齢者、健康な方、障がいのある方、全てのひとが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の分野において様々な主体が連携して、子育て世帯や介護世帯などへのサポート体制を充実させ、地域の住民がお互いに助け合い、支え合う地域福祉を目指すとともに、医療、福祉、ボランティアなど各分野での担い手、人手不足への対策に取り組むなど持続可能な保健・医療・福祉環境の実現に向けた取組を推進します。

【保健・医療・福祉施策】

- 3-1 健康・保健衛生
- 3-2 高齢福祉
- 3-3 障がい福祉
- 3-4 子育て・児童福祉
- 3-5 地域福祉
- 3-6 医療
- 3-7 保険・年金

基本目標 4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち（教育・文化）

次代の喜茂別町を担う優れた人材を育成するため、学校・家庭・地域が緊密に連携し、学校教育の充実による学力の向上と豊かな人間性の育成を目指すとともに、青少年が地域社会と関わりをもちながら、安心して、学び、遊び、成長できる環境づくりを目指します。

また、誰もが生涯にわたって学び、活動できる場、地域の自然・文化・歴史にふれる機会、心身ともに健康な生活をすごすためにスポーツ活動に親しむことができる環境などを整備することで、多様な文化活動を通じて人びとが交流する場を創出し、心豊かな暮らしができるまちづくりを進めます。

【教育・文化施策】

- 4-1 幼児教育
- 4-2 学校教育・青少年健全育成
- 4-3 社会教育
- 4-4 文化・芸術活動の振興
- 4-5 スポーツ・レクリエーション

基本目標 5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち (持続可能なまちづくり)

人口減少・少子高齢化への対応、多様化する住民ニーズ、甚大化の傾向にある自然災害など、町単独では対応が困難な課題が増加していることから、「自助・共助・公助」に基づいた「住民自治」の形成を図り、町民と町の連携強化を進め、多様な主体が支え合うまちづくりを目指します。

また、近隣市町村との行政区域を超えた広域的な連携の推進や、行政運営、学校教育、町内の各種産業への ICT の導入など新しい行政手法や技術を取り入れることで、行政サービスを向上させ、効果的で効率的な行政運営を実現し、持続可能なまちづくりを進めます。

さらには、移住者への支援サービス・サポート体制の整備、まちの魅力・暮らし・住環境についての情報発信の強化などにより、まちに関わりを持つ人たちを増やし、様々な世代や多様な価値観を持った人びとが集まり、生き生きと活躍することができる環境づくりを進め、町民が住み続けられ、町外のひとが住みたくなるまちづくりを進めます。

【持続可能なまちづくり】






































- 5-1 行財政運営の効率化
- 5-2 広域行政・広域連携
- 5-3 防災
- 5-4 定住促進
- 5-5 ICT・情報通信基盤
- 5-6 協働によるまちづくり

4 施策体系

総合計画においては、喜茂別町として町民、事業者と行政とで共有していく将来像を、まちづくり構想に示すとともに、基本計画において、その将来像の実現に向けて「施策」に分類した取組の方向性を示しています。

また、総合計画の施策体系や取組を SDGs の 17 の目標の視点から、まちの実情に合わせて整理し、推進することで、目標の達成を目指します。

基本目標	総合計画における施策	SDGs における 17 の目標
1 『ひと』『やさい』、安心・安全なまち 【生活環境】	1-1 土地利用・市街地整備・景観	11 持続可能なまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう
	1-2 道路・交通網	11 持続可能なまちづくりを 16 平和と公正な世界を
	1-3 上下水道	6 安全な水とトイレを世界中に 11 持続可能なまちづくりを
	1-4 環境保全・循環型社会	7 持続可能なエネルギーを 9 産業と資源効率の向上を 11 持続可能なまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 14 海の豊かさも守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
	1-5 住環境・生活空間	6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と資源効率の向上を 11 持続可能なまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさも守ろう
	1-6 消防・救急体制	11 持続可能なまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
	1-7 交通安全・防犯	3 持続可能な健康と長寿を 11 持続可能なまちづくりを
2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち 【産業振興】	2-1 農林業	2 飢餓をゼロに 9 産業と資源効率の向上を
	2-2 商工業	9 産業と資源効率の向上を
	2-3 観光業	9 産業と資源効率の向上を
	2-4 雇用対策	8 働きがいも経済成長も 9 産業と資源効率の向上を

基本目標	総合計画における施策	SDGs における 17 の目標	
3 すべての『ひと』が健康で、 元気に暮らせるまち 【保健・医療・福祉】	3-1 健康・保健衛生	 	
	3-2 高齢福祉	 	
	3-3 障がい福祉	   	
	3-4 子育て・児童福祉	     	
	3-5 地域福祉	 	
	3-6 医療		
	3-7 保険・年金	 	
4 地域とともに『ひと』と文化 を育むまち 【教育・文化】	4-1 幼児教育		
	4-2 学校教育・青少年健全育成		
	4-3 社会教育		
	4-4 文化・芸術活動の振興	  	
	4-5 スポーツ・レクリエーション		
5 『ひと』と地域が支え合い、 住み続けられるまち をつくり、 【持続可能なまちづくり】	5-1 行財政運営の効率化	  	
	5-2 広域行政・広域連携	 	
	5-3 防災	 	
	5-4 定住促進		
	5-5 ICT・情報通信基盤	 	
	5-6 協働によるまちづくり		

第3章 基本計画

(第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略)

1 重点プロジェクト

基本計画の重点プロジェクトについては、地方創生を成し遂げるため、「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略（平成27年12月）」に掲げた、令和22（2040）年の将来人口1,739人、令和42（2060）年の将来人口1,388人を目標に、喫緊の課題である人口減少や急速に進む少子高齢化に的確に対応します。

「重点プロジェクト」は、基本計画の5年間に、特に重点的に取り組む施策分野を明らかにするもので、今回、総合計画と一つのものとして策定する「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」における基本目標として位置づけて、取組を推進していくものです。

人口減少・少子高齢化を食い止め、まちを活性化させるための方策として、国の総合戦略が定める政策分野に従い、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大に向けた施策について重点プロジェクトとして位置づけ、喜茂別町の実情に合わせた次の4つの取組を推進していきます。

総合計画と一体的に総合戦略を定め、これらについて特に重点的に進めるべき事項をまとめました。

重点1

重点プロジェクト1 安定した雇用の創出

喜茂別町においては、現存の産業では就職先の確保が難しい状況にあるほか、産業全体で人手不足が深刻な状況にあります。

新たな特産品の開発への支援や新規就農・起業への支援などに取り組むことで、地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出するとともに、女性や高齢者など誰もが活躍できる環境を整備し、働き手の確保を目指します。

重点2

重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる

人口減少の進行に対応するため、他市町村での取組などを参考に、将来的な移住につながる「関係人口」を創出・拡大するための施策を展開するほか、まちの情報発信を強化することなどにより、観光入込客を増加させ、まちに新しいひとの流れを呼び込むことを目指します。

**重点3****重点プロジェクト3 子育て支援の充実**

出生数を増加させるためには、安心して子どもを産める環境や子育て環境などの整備、特色ある教育の推進などにより、出産や子育てに対する不安を解消することが必要になります。

幼児教育に係る経済的負担の軽減や子育てに対する支援体制の整備などにより、結婚、出産、子育てといった個人の希望が叶えられるような環境づくりに取り組んでいきます。

**重点4****重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る**












人口減少や高齢化などが進展する中で、安心・安全な暮らしを確保するため、既存の施設や資源を維持、更新しながら最大限活用することに加え、ICT など新たな技術を導入することで行政サービスを向上させ、まちの魅力を高め、暮らしやすく、住み続けられるまちづくりを目指します。

また、周辺自治体との連携を強化し、防災・観光などの分野で相互に協力し、助けあう新しい枠組みを構築し、地域課題の解決や地域振興に取り組めます。

2 施策体系図

総合計画の各施策や取組について、総合戦略【重点プロジェクト】における位置づけを整理し、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定することで、総合戦略の目標達成に向けて、効果的に取組を推進します。

基本目標	総合計画における施策	総合戦略【重点プロジェクト】としての位置づけ
1 『ひと』『まち』にやさしい、安心・安全なまち 【生活環境】	1-1 土地利用・市街地整備・景観	重点4 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	1-2 道路・交通網	
	1-3 上下水道	
	1-4 環境保全・循環型社会	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出
	1-5 住環境・生活空間	重点2 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる
	1-6 消防・救急体制	重点4 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	1-7 交通安全・防犯	
2 活力にあふれ、『ひと』『まち』が集まる 【産業振興】	2-1 農林業	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出
	2-2 商工業	
	2-3 観光業	重点1 重点2 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる
	2-4 雇用対策	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出

基本目標	総合計画における施策	総合戦略【重点プロジェクト】 としての位置づけ	
3 すべての『ひと』が健康で、 過ごせるまち【保健・医療・福祉】 生き生きと	3-1 健康・保健衛生	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る	
	3-2 高齢福祉		
	3-3 障がい福祉		
	4 地域とともに『ひと』と 文化を育むまち【教育・文化】	3-4 子育て・児童福祉	 重点プロジェクト3 子育て支援の充実
	3-5 地域福祉	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る	
	3-6 医療		
	3-7 保険・年金		
5 『ひと』と地域が支え合い、 住み続けられるまち 【持続可能なまちづくり】	4-1 幼児教育	 重点プロジェクト3 子育て支援の充実	
	4-2 学校教育・青少年健全育成		
	4-3 社会教育		
	4-4 文化・芸術活動の振興	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る	
	4-5 スポーツ・レクリエーション		
	5-1 行財政運営の効率化		
5-2 広域行政・広域連携	 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる		
5-3 防災	 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出  重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る		
5-4 定住促進	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る		
5-5 ICT・情報通信基盤	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る		
5-6 協働によるまちづくり	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る		

3 基本目標

基本目標 1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち（生活環境）

1-1 土地利用・市街地整備・景観



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 土地利用にあっては、自然環境に配慮し、機能に応じた秩序ある利用が求められています。農業地域の保全や振興を計画的に推進するため、農業振興地域整備計画を作成しており、引き続き土地利用区分や農業生産基盤の整備、農用地等の保全等に取り組む必要があります。
- 町の総合的な発展を促すとともに、市街地再整備による賑わいの再生と安全で快適な生活基盤の整備を目標に、郷の駅や保育所、街灯等の整備を実施してきました。今後は、定住促進や新たな企業誘致、起業促進に向けて、民間による住宅建設支援のほか、商業振興の制度や仕組みの検討を進め、住み良く、利便性の高い市街地を形成することが求められています。
- 景観整備では、平成 21 年度に※羊蹄山麓景観広告ガイドラインが策定され羊蹄山麓における景観意識の高揚が図られており、今後は景観に配慮した街並みづくりのほか、環境の美化、廃屋や違法広告物等の撤去などが課題となっています。

※羊蹄山麓景観広告ガイドライン：

美しい羊蹄山麓の景観を守り育てるため、山麓地域の 7 町村（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町）における景観を活かした屋外広告物や案内サインのあり方を示す指針となるもの。

施策のめざす姿

町内の恵まれた自然環境を保全し、次世代に美しい喜茂別町を引き継ぐために、土地の機能に応じた利用や市街地の形成、景観づくりなど、自然環境や地域特性に配慮した整備を計画的に進めるとともに、町有地の有効利用を図ります。

施策での取組

(1-1-1) 町民が暮らしやすいインフラ整備、環境整備

自然環境等との共生に配慮するとともに、良好な住居環境や商工業の振興を促進する秩序ある市街地形成を行うため、優れた自然景観にふさわしい、統一性のある景観づくりや環境美化活動を進め、計画的な土地利用を行います。

また、農業振興や森林整備に向けて、農業振興地域整備計画、市町村森林整備計画等を作成し、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、基幹産業の発展を図ります。

(1-1-2) 町有地の適正管理

将来的な展望のもとで土地の有効活用を図るため、町有地の活用に努めます。

主な実施事務・事業

- ・農業振興地域整備計画等の策定
- ・町有財産利用基本方針等の運用
- ・土地利用規制等対策事業
- ・花いっぱい事業

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
花いっぱい運動参加団体数	H30	21 団体	25 団体	産業振興課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 喜茂別町を縦横に走る国道 230 号や 276 号をはじめ、道道、町道は、住民の生活や産業活動に必要不可欠なものとなっています。町道の整備にあたっては、緊急性や必要性の高い町道の整備を進めるとともに、路線の維持管理や、歩行者の安全確保に努め、安全で円滑な交通の確保に引き続き取り組んでいくことが必要です。
- 平成 26 年に胆振線代替バスの喜茂別―御園間が廃止となったことに伴い、地域公共交通活性化協議会における議論や実証実験などを踏まえて、平成 27 年度より通院、通学機能を重視した地域公共交通「ウサパラ号」の運行を開始しました。今後はより合理的な運行形態を模索しつつ、高齢者・免許返納者や多様化する町内のニーズに対応したきめ細やかな地域公共交通のあり方の検討が必要となっています。

施策のめざす姿

町民や町外から訪れる人にとって安全な交通・道路環境を確保するとともに、少子高齢化社会に対応し、通学や通院など町民の生活を支える公共交通の維持・確保と利便性の向上に努めます。

施策での取組

(1-2-1) 町民が暮らしやすいインフラ整備、環境整備

安全で快適な交通環境確保のため、歩行者や運転者といった道路利用者の目線から、町道や歩道、橋梁等の道路施設を計画的に整備します。

- ・道路施設の整備（歩道、流雪溝の整備、電線類地下埋設、橋梁長寿命化対策）
- ・サイクリングロード、ウォーキングロードの整備

(1-2-2) 景観を生かした道路の活用

- ・国道 230 号、国道 276 号における景観を生かした道路環境整備

(1-2-3) 交通安全に配慮した道路環境の整備

- ・町道の改良舗装（留産の町道の事故対策、町内生活道路の視界確保）

(1-2-4) 冬期交通の確保

冬期交通の安全性を確保するため、必要な除排雪体制の確保など、冬期交通環境の確保に努めます。

- ・冬期間の必要な交通環境の確保

(1-2-5) 地域公共交通の確保

高齢者などの交通弱者や町民ニーズに対応した、きめ細やか地方公共交通の運行形態を検討します。

- ・運行コストや利用実績を踏まえた、合理的で経済的な地域公共交通の運行形態の検討

主な実施事務・事業

- ・町道の改良舗装、橋梁長寿命化対策事業
- ・適切な町道の維持管理
- ・生活交通路線維持対策事業
- ・地域公共交通の運行維持

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
橋梁健全性診断において健全と判定された以外の橋梁数	R1	23 橋	15 橋	建設課
除排雪路線延長	R1	L=45.0km	L=45.0km	建設課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町では、これまで環境にやさしい衛生的な生活環境を目指して、計画的な上下水道整備を実施し、特に老朽化した双葉地区の配水管を中心に水道供給施設の維持管理や計画的な整備に取り組んでいます。
- 下水道では、市街地区における下水道事業の普及促進、下水道接続率の向上を図るほか、集落においては、浄化槽の整備を進めております。

施策のめざす姿

安全で良質な水道水を安定供給するため、水道施設の修繕等適正管理を行うとともに、耐用年数を経過した老朽管等、水道施設の計画的な更新・整備を進めます。

また、集落の合併浄化槽の維持管理や市街地区の下水道事業の普及促進に取り組みます。

施策での取組

(1-3-1) 安定した水道の供給

配水管等の配水施設の計画的な整備と、水道施設の適正管理を行い、安全で安定した良質な水道水を供給します。

- ・水道施設の適切な維持管理整備、良質な水道水の提供
- ・維持管理体制の広域連携の検討

(1-3-2) 自然環境を守る下水道処理施設等の維持管理

公共下水道等の水洗化率を向上させて、公共用水域の水質保全と町内の公衆衛生の向上を図ります。また、下水道整備計画区域以外では合併処理浄化槽維持管理を進め、衛生的な生活環境を確保します。

- ・公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のため、下水道・浄化槽の維持管理、適切な改修

(1-3-3) 経営環境の変化に対応した上下水道会計の経営改革

- ・経営戦略の実行と公営企業会計の法適用化

主な実施事務・事業

- ・老朽化した水道施設の更新
- ・全体計画見直し、ストックマネジメント計画の策定
- ・合併処理浄化槽の維持管理
- ・経営戦略の着実な実行

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
水道の普及率	R1	97.1%	98.0%	建設課
下水道水洗化率	R1	81.8%	85.0%	建設課



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地球温暖化防止とともに環境共生型社会の実現に向け、省資源・省エネルギー化を実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが必要です。
- 町においても、平成 27 年 11 月より知来別地区に建設した生ごみ堆肥化施設において生ごみ処理（堆肥化）に取り組み、平成 28 年 1 月からは留寿都村の生ごみも引き受けています。完成した堆肥は、町民に還元するなど環境に配慮した取組が進められています。引き続き、各家庭での生ごみの排出マナーの徹底等、環境問題に対する関心の高まりに合わせて、さらなる取組が求められます。
- 可燃ごみの処理については、羊蹄山麓 7 町村と共同で、平成 26 年 12 月から衛生ごみの分別を、平成 27 年 3 月より焼却処理から固形燃料化とする方法に変更し、処理を行っており、今後も分別の徹底が求められます。
- 産業活動においては、バークや生ゴミコンポスト、下水汚泥によるバーク堆肥化など環境負荷の少ない資源循環型農業の取組が行われており、流通業においても、農産物の保管施設に雪冷熱の活用がみられています。また、公共施設や町営住宅においてはヒートポンプによる暖房や太陽光発電装置を設置して、産業分野への応用可能性を探るとともに、街灯においては LED 化を進めるなど、省エネルギーによる環境に配慮したまちづくりを進めています。

施策のめざす姿

自然環境の大切さを町全体で共有しながら、町民自らごみの分別や減量化、再資源化の必要性を理解し、環境への負荷の少ない自然にやさしい暮らしや、持続可能な資源循環型社会を形成し、環境意識の高いまちづくりを目指します。

施策での取組

(1-4-1) 資源循環の推進

生ごみの回収・堆肥化、ごみ分別の意識高揚のための啓発活動、広報など、家庭における資源循環を促進します。

(1-4-2) 循環型社会の推進、環境教育の実施

日常生活や事業活動を行う中で環境を意識した行動が実践できるよう、自然体験活動や各種イベント、情報提供を通じて、環境教育を推進します。

(1-4-3) 不法投棄等環境汚染の未然防止

不法投棄の監視に努めるとともに、美化清掃活動を通して身近な自然に親しみながら、一人ひとりの環境意識の向上を図ります。

(1-4-4) 羊蹄衛生センター施設の更新

山麓6か町村（二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）で羊蹄衛生センターを組織し、し尿処理を行っています。施設の老朽化・経年劣化が激しいことから、現処理施設の更新事業について、支援していきます。

(1-4-5) 代替エネルギー、省エネルギーの導入

LED 街灯やヒートポンプ、雪氷冷熱利用など、環境負荷の少ないエネルギー利用の取組を検討・推進します。

- ・LED 街灯の適切な配置、自然エネルギー等の利用検討

(1-4-6) 水をかん養し、空気・土壌・生物を守る森林の整備・造林、保育の推進

水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止など、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林の整備を推進します。

※水源かん養：森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化されたりすること。

主な実施事務・事業

- ・広域によるごみ処理
- ・LED 街灯の推進
- ・下水汚泥堆肥化施設の運営
- ・造林・保育の推進
- ・不法投棄等未然防止の巡回、啓発活動

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
燃やせるごみ・燃やせないごみの処理量（t）	H30	313.1	300	住民課



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 少子高齢化の進展や人口減少、近隣町村での観光リゾート開発の推進により単身者向けの民間賃貸住宅の建設が進むものの、結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が必要とする質や広さの住宅が少ない状況にあります。
- 町では住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画により老朽化した公営住宅について、適切な修繕等を行っていますが、今後は高齢化の動向を踏まえながら、公営住宅等の長寿命化に関する基本方針に基づき、適切な修繕等を進める必要があります。
- 冬期間には、町道の除排雪に努めていますが、高齢化が進む中で、地域と協力した空き家前や交差点周辺の除雪、高齢者世帯の住宅の除雪など福祉的な取組を加えた除雪体制づくりのほか、北海道との連携による業務の円滑化が必要となっています。

施策のめざす姿

世代を超えて、共に支え合い、喜茂別町の地域特性を生かし環境重視型社会の実現に向けた住まい・住環境づくりを進めます。

また、公営住宅等の長寿命化と適切な維持管理による良好な環境づくりを進めます。

施策での取組

(1-5-1) 誰もがふれあい、安心・安全に健康で長く暮らせる住環境

誰もがふれあい、安心・安全に健康で長く暮らせる住環境づくりのために、喜茂別町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき次の施策に取り組みます。

- ・世代を超えて、共に支え合える住まい・環境づくり
(定住人口の増加に向けた各種支援の継続等)
- ・喜茂別町の地域特性を生かした住まい・住環境づくり
(子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせるサービス等環境づくり)
- ・環境重視型社会の実現に向けた住まい・住環境づくり
(省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、地域景観と調和する住環境づくり)
- ・公営住宅等の長寿命化と適切な維持管理による良好な環境づくり

主な実施事務・事業

- ・町内の定住人口の増加に向けた各種支援
- ・高齢者世帯の除雪対策等に向けた、地域や福祉との連携による支援策の推進
- ・公営住宅等の長寿命化の推進
- ・空き家等の情報収集と相談体制の検討
- ・「しりべし空き家 BANK」の活用
- ・賃貸住宅建設促進事業

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
公営住宅入居率	R1	81%	90%	建設課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町の消防救急は、羊蹄山ろく消防組合において実施されています。今後も緊急時や非常時に、的確かつ迅速な対応ができるよう、近隣町村との連携を図りながら、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進する必要があります。
- 町の救急・高度医療については、町外に委ねられており、少子高齢化が進行する中で、初期対応の迅速さや、的確さが特に重要となっています。
- 喜茂別町は交通の要衝であると同時に、通行する人々の事故の多発もみられ、町民、来訪者に対し、安心できる救急体制の整備も重要です。
- 町内では、自然災害に対する備えとしてハザードマップ※を作成する等、いざというときの、減災に取り組んでいます。今後も、消防団員の確保や自主防災活動の体制づくりが求められています。

※ハザードマップ：

災害発生時に住民が安全に避難できるよう、被害の予想区域や程度、危険箇所、避難場所などを示した地図。

施策のめざす姿

町民の生命と財産を守り、多様化する生活形態に対応した消防・救急体制を広域的に整備するほか、地震や風水害などの自然災害等への備えとして、消防団員の確保や自主防災活動への支援などに取り組むことで、安心安全な暮らしを守ります。

施策での取組

(1-6-1) 消防救急指令システムの整備

一元化された消防組合における通信指令システムを再整備することにより、消防、救急隊運用能力の維持、向上を図ります。また、外国人対策として外国人サポートセンターと連携し、多言語対応能力の向上を図ります。

(1-6-2) 自主防災活動、消防・緊急活動の人材育成、体制整備

身近な地域の防火、自主防災活動を担う、消防団、婦人防火クラブ活動を支援するとともに、町内で起こる救急対応に向け、消防隊の指揮能力向上を図り、研修等の実施、高規格救急車運用を行う救急救命士の追加資格取得を推進します。

主な実施事務・事業

- ・消防救急指令システムの整備
- ・救急救命士の配置

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 国道 230 号や 276 号が交差する喜茂別町は車の交通量が多く、死亡交通事故も発生しています。このため、交通安全指導員や交通安全団体、警察等と協力した街頭啓発や安全教育、交通安全標識の設置を通じて、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ってきました。また、防犯パトロールや交通・防犯情報のきめ細かな周知を行い、安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。
- 日常生活や仕事での自動車への依存度は高く、運転者はもとより、歩行者や自転車走行者のマナー向上など、各自が交通安全意識を持って、町民や観光客の安全な通行を確保する必要があります。
- 依然として増え続ける「振り込め詐欺」や「架空請求」などの高齢者を狙った特殊詐欺や子どもたちを狙った犯罪、窃盗や車上狙い、インターネットを使用した犯罪など、多様化する犯罪に対応するため、広報による情報伝達や防犯パトロール、地域での見守りを強化し、町民や関係機関と協力した防犯対策を推進する必要があります。

施策のめざす姿

犯罪や交通事故を未然に防止し、町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向けて、交通安全施設の整備を進めるほか、防犯・交通安全への活動を推進するため、警察など関係機関と連携して町民意識の醸成を図ります。

施策での取組

(1-7-1) 関係団体と連携した交通安全・防犯運動の推進

・交通安全指導事務

町や関係団体、地域が連携し、町ぐるみの街頭啓発や街頭指導などを実施します。

また、子どもや高齢者に向けた交通安全教室の開催などで交通ルールの啓蒙と交通安全意識の向上を図ります。

・防犯対策事務

防犯意識の啓発や防犯パトロール、子どもたちの見守り活動等、地域安全活動を実施することにより、安全で安心な地域社会の形成に取り組みます。さらに最新の防犯情報を広報などで配信し、犯罪被害の防止に努めます。

(1-7-2) 交通安全施設・防犯灯等の整備

- ・交通安全対策

交通安全啓発看板の設置や道路区画線の明示など、交通事故を未然に防ぐための施設整備を行います。

主な実施事務・事業

- ・交通安全指導事務
- ・交通安全対策事務
- ・防犯対策事務

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
交通事故発生件数 (人身・物件・死者数合計)	H30	199 件	180 件以下	総務課
犯罪発生件数	H30	12 件	10 件以下	総務課

基本目標 2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち（産業振興）

2-1 農林業



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 農業では、馬鈴薯、てん菜、豆類などの畑作経営を中心に、トマト、メロン、ブロッコリーなど収益性の高い農産物を振興するとともに、本町の歴史でもあるアスパラガスの生産振興に取り組んでいます。
- 農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷による農業所得の伸び悩み、農業者の高齢化、担い手不足による農家戸数の減少、近年では異常気象による不況が続くなど厳しい状況の中、主要産業である農業の持続的発展・振興を図るためにも、生産基盤整備や地力維持対策、6次産業化の推進、経営の法人化、新規就農や担い手の育成、農地の集積、遊休農地の解消など総合的な施策の展開が必要です。
- 農地の保全について、農地、農道、農業用排水などの保全管理は、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域の活動組織が実施する保全活動を支援しています。
- 野生鳥獣、外来生物から農業被害を防ぐため、鳥獣被害防止対策協議会により電気柵設置助成や捕獲奨励を行い、個体数の減少に努めています。
- 林業では、林業従事者の減少や高齢化、森林所有者の不在町化、木材価格の低迷など生産意欲の減退により森林が持つ公益的機能の低下が懸念されています。

施策のめざす姿

農業の振興については、農業の基本となる土づくりを推進するためバーク堆肥による地力の維持増進に努めるとともに、農業の生産性向上、安定した経営基盤の確立に向け、土地改良など生産基盤の整備、町の特産品であるホワイトアスパラガスの振興と生産量の拡大をはじめ、輪作体系の確立、新規就農者に対する支援を行います。

また、有害鳥獣や外来生物による農作物の被害を防ぐため、有害鳥獣等の駆除を引き続き推進します。

林業の振興については、間伐や林内路網の整備等を行い、町民の財産である森林の保全・整備や活用に努めます。

施策での取組

(2-1-1) 農業経営の安定や生産性の向上

農地の集積や生産基盤の整備、新規就農など担い手の育成・確保、経営の法人化等、農業経営の安定化・効率化に向けた取組を支援します。

- ・排水路、客土等基盤整備の推進

(2-1-2) 地域特性に合った農業の推進

アスパラガスをはじめトマト、メロン、ブロッコリーなど小規模でも高い収益をあげられる作物の生産、農産物のブランド化や地力の維持・増進の取組など、地域の環境や条件にあった取組を支援します。

- ・施設野菜栽培の推進
- ・新規就農促進事業

(2-1-3) 農業6次産業化の促進、観光との連携

6次産業化に向け地元農産物を使用した特産品の開発・販売、農村体験や食育など他産業と連携した取組を促進します。

(2-1-4) 鳥獣被害対策

鳥獣被害防止対策協議会を中心に、猟友会並びに町民と連携し、農業被害の防止を図るため駆除対策を促進します。

- ・鳥獣被害防止対策協議会補助事業
- ・有害鳥獣駆除事業

(2-1-5) 森林の整備

造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組むとともに、作業の効率化に必要な林内路網を整備します。また、森林環境譲与税を活用し、人材育成や担い手の確保の取組や森林整備に必要な所有者意向調査等を実施します。

- ・造林、保育の推進
- ・森林所有者に対する意向調査

主な実施事務・事業

- ・地力維持増進対策事業
- ・種子馬鈴薯振興対策事業
- ・ホワイトアスパラガス振興奨励事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・新規就農促進事業
- ・造林、保育の促進

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】新規就農・企業件数	R1	2件	5件	産業振興課
【総合戦略】6次産業化取組件数	R1	2件	4件	産業振興課
農業経営体数	H27	97経営体	100経営体	産業振興課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 喜茂別町の商業は、高齢化等による廃業や、多様化する消費者ニーズと近郊の商業施設等の影響による、町民の購買、需要が町外へ流出していることから空洞化が進行しており、町内消費の拡大のため、起業や空き店舗対策を行う必要があります。
- 地元での購買力を回復していくために、町民の消費拡大を促進するとともに、観光客をターゲットとした新商品の開発など新たな需要の拡大に取り組むなど、商工会との連携や関係団体等との検討結果を踏まえながら、商工業の活性化に努めていく必要があります。

施策のめざす姿

地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、商工会や関係団体等との連携を強化しながら、賑わい・活気を生むための取組を支援するとともに、町の特産品の開発やPRを積極的に行い、関係団体等と連携した生産及び販路の拡大などを目指します。

施策での取組

(2-2-1) 産業の育成による特色のあるまちづくり

関係団体等とともに、中心市街地をはじめとして、まち全体の産業活性化に向けた取組を検討、推進します。

- ・商工業の育成
- ・まちの特産物、特産品の創出

(2-2-2) 企業誘致の促進と空き家・空き店舗の活用などの起業しやすい環境整備

地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開や、魅力ある特産品の開発・販売のほか、空き地・空き店舗を活用した起業を促進等するために、商工会の運営を支援するなど、魅力ある商工業の形成に努めます。

- ・新規就業促進事業
- ・企業誘致
- ・中古物件の活用

主な実施事務・事業

- ・産業活性化施策の展開
- ・起業活動の支援、促進
- ・きらめきづくり事業
- ・商工振興事業

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】企業誘致件数	R1	0件	2件	産業振興課
商工会 会員数	H30	105 会員	110 会員	産業振興課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 中山峠地域は道の駅やスキー場があり、年間約240万人の観光客が訪れる町の観光の中心地です。しかし、年々観光入込客は減少傾向にあり、エリア一帯の魅力向上に努める一方で施設の老朽化が課題となっています。
- 市街地域には、郷の駅「ホッときもべつ」、町民公園、パークゴルフ場などがあり、町内外から多くの利用者が訪れていますが、2つの国道が交差する交通の要衝、都市との近接性といった長所を最大限生かせるよう、関係団体等と連携した都市との交流の場の整備や機会の提供、町の魅力向上につながる歴史文化の再発見、魅力的なソフト事業や施設の運営などについて、関係団体と連携しながら広域的な観光振興を図ることが必要です。

施策のめざす姿

観光振興については、シーニックバイウェイの取組、羊蹄山麓や西胆振地域の市町村との連携、「ニセコエリア」としての国際性を生かした観光ルートの確立や、インバウンド需要獲得のための取組の推進、都市住民との農業体験交流の促進、農業・商業との連携による特産品の新規開発、販路拡大など、本町の観光振興方策をきもべつ観光協会や関係団体等と連携しながら検討を進めます。

施策での取組

(2-3-1) 観光振興

後志への玄関口となる立地の良さから、近隣町村の知名度や景観、観光資源等を活かした周遊観光を促進するため、これら資源を相互につなぐ観光ルートを活用した共通事業の実施や、拠点施設からのきめの細かい効果的な観光情報提供等の取組を推進します。

また、町内の関係団体や事業所等とも連携しながら地域一体となった祭りやイベントを実施することで、賑わいを形成するとともに、知名度とイメージの向上、集客を図ります。

- ・新たな観光投資環境の整備
- ・羊蹄山の景観を生かした観光施策
- ・中山峠を生かした観光施策

(2-3-2) 中山峠施設・郷の駅の活用

町内観光の核となる中山峠の各種施設を有効に活用するとともに、市街地域の商業、観光施設への集客・誘導を図る情報発信の拠点として広報機能の充実を図ります。

- ・道の駅「望羊中山」施設の運営
- ・郷の駅を中心とした市街地活性化施策

主な実施事務・事業

- ・観光行政事務事業
- ・道の駅「望羊中山」施設の運営事業

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】観光関連の新たなイベントやツアーなどの開発、観光資源などの発掘件数	R1	1件	3件	産業振興課
【総合戦略】観光入込客	H30	2,447.7千人	2,500.0千人	産業振興課

2-4 雇用対策



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 少子化が進み、女性や高齢者、障がいのある人の社会進出が進む中で、労働者の就業意識も、組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様な雇用機会が求められています。
- 町においては、就職・進学を機に若者の人口流出が進んでおり、町内での雇用の場が限られていることも原因となることから、地元企業の経営の安定化、起業への支援等により、雇用機会の確保に努めることが必要となっています。
- 就労促進のためには、情報の提供や技能講習、セミナーの開催など、職業安定所や羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会等の関係機関や団体との連携が重要です。

施策のめざす姿

農業と商業、観光業との連携による起業や、農・商・工が連携して農産物の生産・加工・販売を行う「6次産業化」の取組への支援を通して雇用の場の確保を図ります。

また、地域未来投資促進法に関連する支援措置等を活用して、引き続き企業誘致に取り組み、雇用の拡大を図るとともに、福祉分野における就業を円滑に進めるため、人材の育成を図ります。

施策での取組

(2-4-1) 雇用創出

新規学卒者をはじめとする若年層やIJUターン希望者の就職を促進するため、職業安定所等の関係機関との連携を図ります。

関係機関・団体と連携し、定年退職後の高齢者、短時間就労を希望する女性求職者や、社会参加や自立を目指す障がい者に対して、商工会が実施している無料職業紹介所の活用を通じた情報提供等により町内での就職を促進します。

コミュニティビジネスなどこれまでの働き方とは異なる地域貢献型の事業を促進し、高齢者や障がい者をはじめとする雇用の場の確保に努めます。

- ・雇用の場の創出
- ・外国人人材の活用

(2-4-2) 企業誘致の取組

交通・流通の要衝となる本町の特性を活かし、引き続き企業誘致を行い、多様な就業の場の創出に努めます。

(2-4-3) 安心して働ける環境づくり

勤労者の福利厚生や生活安定資金の融資制度に関する情報提供等を行い、安心して働ける労働環境づくりに努めます。また、通年雇用化を目指す季節労働者の技能向上、能力開発を支援します。

主な実施事務・事業

- ・高年齢者、女性、障がい者の雇用促進
- ・福祉人材育成事業
- ・勤労者生活安定資金貸付のための預託
- ・季節労働者通年雇用促進協議会事務

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
事業所数	H30	145所	150所	産業振興課
従業者数	H30	934人	950人	産業振興課

基本目標 3 すべての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち (保健・医療・福祉)

3-1 健康・保健衛生



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 人口減少、高齢化率の上昇など、活力ある地域社会の形成には厳しい状況にある中、地域を支えるには、健康寿命を延伸し生涯にわたり健康で過ごすことが重要であることから、子どもから高齢者まで切れ目のない支援と健康は自らつくることを基本とした施策が必要です。
- 健康をつくるには、若いうちから健康に対する知識を深め、健診の必要性を理解し、その結果に基づき必要に応じて生活習慣を見直すことが大切であり、これを推進する施策が必要です。

施策のめざす姿

町では町民が自ら健康づくりに取り組み、健康に関する各機関が連携し、必要な支援をすることにより健康で安心できる地域社会が形成されています。

健康で安心できる地域社会を推進するため、健診（検診）の受けやすい体制づくりを進めるとともに健診（検診）の大切さを普及させる事業に取り組みます。

また、町の自殺対策計画に基づき、こころの健康づくりに取り組み、自殺者を出さない地域づくりを進めます。

さらには、安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦から母子へ切れ目のない支援の充実を図ります。

施策での取組

(3-1-1) 健診（検診）の推進

年齢や性別等に合わせた健康づくりを推進するため、各種の健診（検診）を行い、健診（検診）の結果による保健指導を合わせて行います。

健診（検診）の受診を推進するため、個別の健診やスマイルセンターで行う集団健診の充実を図り、受けやすい体制づくりを進めます。

(3-1-2) 予防を重視した健康づくりの推進

若いうちから健診の必要性を認識し、自ら健康づくりを進めることができるよう各種の健康教室を実施し、生活習慣病等を予防するとともに、乳幼児等の予防接種費用への助成をします。

(3-1-3) 母子保健の充実

妊婦や子育てに関する切れ目のない支援を確立するため子育て世代包括支援センターを設置し支援体制の強化を図ります。

主な実施事務・事業

- ・各種健診及び健診時後保健指導
- ・予防接種費用の助成
- ・専門職による健康教育事業
- ・ゲートキーパーの養成講座
- ・子育て世代包括支援センターの設置・運営

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
各種健康診断受診者数	H30	452人	500人	健康推進課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町の高齢化率（65歳以上人口の割合）は38.0%（平成27年度国勢調査）となっており、全国の26.6%、全道の29.0%を大きく上回っています。平成29年以降、高齢化率は減少傾向に入りましたが、団塊の世代（昭和22年～昭和24年生）が後期高齢者（75歳）に到達することで、後期高齢者人口割合は上昇が見込まれます。
- 介護保険制度については、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、介護保険サービスの充実をはじめ、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、生活支援サービス、介護予防を推進するとともに、ボランティアを含む各種関係団体との連携を強化し、介護・支援が必要な高齢者へ適切なサービスが提供できるよう、円滑な運営を図る必要があります。
- 町の高齢者（単身）世帯数は依然として多くいわゆる「老老介護」や「認認介護」といった問題が今後も増加することが懸念されます。介護・生活支援、そして介護に携わる家族への支援などの必要性がますます課題になることが想定されることから、住環境や見守り、交通手段の確保等を含め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが望まれています。

施策のめざす姿

高齢者の方々が住み慣れた家や地域で、人として尊厳を保ち、元気で自分らしく安心して暮らせる環境づくりを目指します。また、自らも積極的に社会参画し、生きがいや楽しみを持って、健やかに（自助）暮らせる環境や地域住民で相互に助け合い（互助）、笑顔で支え合う地域づくり（共助）を目指します。

施策での取組

(3-2-1) 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な「住まい」と、その住まいで安定した日常生活を送るために不可欠な「医療・介護・予防・生活支援」の各分野が互いに連携しながら支援する体制の構築を進めます。

- ・地域包括支援センターの設置及び運営
- ・地域包括支援センターの事業内容：地域支援事業（介護保険法に基づく）等

(3-2-2) 高齢者の健康づくり・疾病予防の効果的な取組の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと過ごすためには、健康や体力はもとより、生きがいを持つことが重要です。生きがいの欠如は、高齢者の閉じこもりにつながり、閉じこもりは寝たきりや認知症の大きな要因になると考えられています。

高齢者が閉じこもりになることなく、元気に過ごしてもらうために、外出の支援、役割の創出、交流の場の整備に努めます。

- ・敬老会の開催
- ・ボランティア活動への参加促進
- ・老人クラブ活動への支援
- ・高齢者に担いうる役割の創出
- ・高齢者の交流事業の整備

(3-2-3) 介護予防の効果的な取組の推進

地域支援事業は、介護保険事業における要介護状態の予防として平成 18 年度から導入され、市町村が行うように定められた「市町村独自」の事業であり、より町の実態に則した介護予防に資する事業が可能になります。これにより、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者を対象に、運動器の機能向上や閉じこもりの予防などにつながるサービスを実施します。

- ・地域支援事業の効果的な実施
- ・地域支援事業の内容：介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業 等

(3-2-4) 高齢者福祉施設との連携と高齢者福祉施策の推進

平成 27 年 4 月より介護老人福祉施設の入所要件が原則要介護 3 以上となり、それまで入所要件に該当した要介護 1 及び要介護 2 の方で、施設入所を希望する、もしくは施設入所することが望ましいと考えられる方が、引き続き安心して本町で生活できるように、社会福祉法人と今後の高齢者福祉施策の具体的な協力・支援等について継続的に検討を行います。

- ・高齢者福祉施設との連携
- ・「在宅から施設まで」切れ目のない住民生活支援体制の確立

(3-2-5) 地域で支え合う地域づくり

元気な高齢者を心がけていても、思うように体が動かなくなったり、できていたことができなくなることがあります。住み慣れた地域で、生きがいを持ち自分らしい生活を営むことができるように、支援体制の強化と充実に努めます。

- ・介護保険外の在宅サービスの支援（配食サービス・除雪サービス・外出支援）
- ・高齢者の権利を守る支援（高齢者虐待の防止、消費者被害の相談）
- ・電話や訪問による安否確認、身体生活状況の確認

(3-2-6) 高齢者、要介護者が住みやすい居住環境づくり

地域包括ケアシステムにとって最も重要な住まいに関しては、町内に介護老人福祉施設が 1 施設あるのみで、在宅（自立）から重い介護度になるまでの中間的な住まいが不足しています。高齢者、特に要介護高齢者が住みやすい居住環境づくりのために必要な、「高齢者の居住分布」や「各地域における高齢者の割合」、「介護度の割合」などの情報収集・分析を行い、根拠に基づく居住環境づくりを進めます。

(3-2-7) サポート体制の充実

高齢者本人だけでなく、その家族に対しても、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築を、地域の高齢者の状況の実態把握を行います。

特に、高齢化に伴い、認知症の方が増えており、65歳以上の約4人に1人が認知症に罹患している時代です。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方や、その家族を見守り、応援する「認知症サポーター」を養成します。

- ・認知症サポーター等養成事業
- ・家族介護支援
- ・医療、介護などの施設の集約

主な実施事務・事業

- ・地域包括支援センター設置及び運営事業
- ・敬老会の開催
- ・地域支援事業
- ・高齢者福祉施設との連携
- ・介護保険外の在宅サービス（配食サービス・除雪サービス・外出支援）
- ・高齢者の権利を守る支援（高齢者虐待の防止、消費者被害の相談）
- ・電話や訪問による安否確認、身体生活状況の確認
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・家族介護支援

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
一般介護予防事業	H30	3,414人	4,000人	元気応援課
認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）	H30	238人	400人	元気応援課
生活支援体制整備事業	H30	45人	240人	元気応援課

3-3 障がい福祉



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 障がい福祉では、支え合う地域社会を目指して、知的障がい者施設の町民との関わりや理解が深まるよう市街地区へ施設移転がなされており、自立・社会参加へ向けた支援、在宅サービスへの支援が図られています。
- 在宅での自立支援に向けては、障害者総合支援法に基づく、就労や日中活動支援に重点を置いた取組を進めていますが、社会的、経済的、心身的ハンディキャップによって自立に向けた地域社会での生活にはいまだ難しい面もあり、地域での理解や支え合い等の充実と自立に向けた社会参加を促す支援体制が必要です。
- 障がいのある子どもに対しては、健診等による障がいの早期発見、療育とともに、可能な限り自立を選択し、町内で安心して就学できるよう、子ども一人ひとりの育ち、進む方向等について支援する必要があります。
- 国が定める「第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」における成果目標として、令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ、地域生活支援拠点等を整備することを基本にしていますが、町が属する圏域の後志には、未だ整備されていない状況です。羊蹄山麓7カ町村の負担で、「羊蹄山ろく相談支援センター」が共同設置されており、地域生活支援拠点の一部の機能である相談支援事業等を担っています。

施策のめざす姿

障がいのある人も家庭や地域で自分らしさを大切にし、安心して暮らし続けられるよう、地域で自立するため障がい福祉サービス等の支援を提供するとともに、必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努め、ノーマライゼーション（正しい障がい者観）理念を普及し、ともに支え合うまちづくりを目指します。

施策での取組

(3-3-1) 障がいのある人（本人・その家族）が相談しやすい体制（地域）づくり

誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。町内外にある専門機関と連携して支援の推進を図ります。

地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備が図られるよう働きかけを行います。

(3-3-2) 障がいのある人の就業機会の創出への取組

障がいのある人の雇用への理解を深めるため、広く住民や企業などに向けた広報・啓発活動の推進に取り組みます。

(3-3-3) 障がいへの理解

ノーマライゼーションの定着が図られるよう、関係団体などと連携して意識啓発に取り組みます。

(3-3-4) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人の自立した社会生活につながるよう、関係機関・団体との連携による相談支援の体制や、予防・早期発見・早期療育体制の充実を図り、必要なサービスの提供や介護者の負担軽減、自立を促すために必要な支援に取り組みます。

(3-3-5) 社会参加の促進

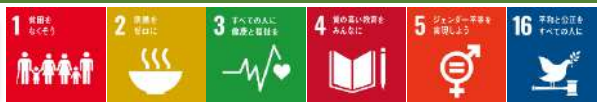
障がいのある人が、行事やイベントに参加しやすい環境づくりや就業機会の拡充に向けて、福祉支援を行うボランティアや関係団体との連携を図ります。

主な実施事務・事業

- ・ 地域生活支援事業
- ・ 羊蹄山ろく相談支援事業
- ・ 羊蹄山ろく児童デイサービスセンター負担金
- ・ じん臓機能障害者交通費助成
- ・ 障がい者相談支援担当者会議

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
児童発達支援利用者数（人/月）	H30	3.9人	増加	住民課



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町にとって重要な課題となっている子どもの健やかな育ちは、最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは未来の投資でもあることから、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに向けて、取組を強化していく必要があります。
- 核家族化や地域に子育て家庭がないこと等により、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱く家庭の増加が懸念されることから、子育てのニーズへの対応といった次代の担い手である子どもたちを町全体で支える取組が必要です。
- 子どもの幸せを第一に考えた支援を行うためには、ひとり親家庭等の複雑な家庭環境を的確に把握し、不安を抱える家庭に対する相談支援や自立に向けた支援が必要です。

施策のめざす姿

子どもを安心して生み育てられるよう、保育、子育てに対する相談体制や情報提供、親同士の交流拡大など、子育て支援の充実とともに、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、助成制度の周知や相談・指導などの充実に努めます。

施策での取組

(3-4-1) 保護者のニーズに対応した子育て環境の構築・整備

気軽に子育て相談に応じられるよう相談・指導体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めるとともに、多様化・高度化するニーズに対応した保育の充実について検討を進めます。

- ・子育て支援センター、保育所、放課後児童クラブの運営の充実
- ・子育て支援員制度の確立

(3-4-2) 世代間交流の推進

高齢者や小学生等との交流を図り、地域と連携した子育てを推進します。

(3-4-3) 保護者との共同による子育て施策の展開

保育所や放課後児童クラブの保護者と連携し、安心して子育てができる保育環境を整備するとともに、事業の充実を図ります。

- ・保育所・放課後児童クラブの保護者等との連携

(3-4-4) 学校や関係機関との連携による子育て支援体制の確立

次世代を担う子どもたちを育てるという視点から、子どもの成長段階に応じて、家庭、地域、学校、行政が一体となって子どもを育てていく体制を整備します。

- ・ 保育所、小学校等関係機関による連携協議会の開催

(3-4-5) 安心して子どもを生み育てる環境の整備

妊婦健診の通院しやすい環境づくりや育児不安の解消を目的とした訪問、相談体制の強化を図ります。

- ・ 新生児訪問・相談の実施

(3-4-6) 子育てに関する情報の共有化と支援の協議

子どものより良い成長、発達を促し、保護者が安心して子育てができるよう行政の各分野での情報の共有化を図り、関係機関の連携の下、必要な支援について協議します。

- ・ 子育て支援担当者会議等の開催
- ・ 保健師による保育所、学校訪問及び健康教育の実施

主な実施事務・事業

- ・ 子育て支援センター、保育所、放課後児童クラブの運営の充実
- ・ 保育所・放課後児童クラブの保護者等との連携
- ・ 保育所、小学校等関係機関による連携協議会の開催

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】 合計特殊出生率	H30	1.55	1.8	健康推進課
【総合戦略】 出生数	H30	58人	68人	健康推進課
保育所及び放課後児童クラブが実施する取組等に関する保護者へのアンケート調査	H30	5回/年	8回/年	教育委員会
保育士への研修回数	H30	8回/年	12回/年	教育委員会
保育所と小学校による連携会議等の実施	H30	2回/年	4回/年	教育委員会

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 少子高齢化、生活様式の多様化、地域や近隣でのつながりの弱まり、地域での孤立等によって、福祉サービスを必要とする人を発見することも困難になってきているため、可能な限り早期に発見し、相談や必要な支援につなげていく、地域での支え合う仕組み（地域福祉の推進）が求められています。
- 町では、社会福祉協議会などとの連携による地域福祉推進体制の充実を図るとともに、ボランティア活動による配食サービスへの支援を行っていますが、活動する町民の高齢化や担い手不足等も課題に挙がっており、関係機関・団体の連携や町民の積極的な福祉活動への参画が求められています。
- 行政が提供するサービスや本人・家族のみの対応では解決しにくい課題もあり、住民のつながりや助け合い等、周りにいる方々の自発的な活動が重要となっています。

施策のめざす姿

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う意識を醸成し、町民、行政、サービス事業者、関係機関が連携し、身近な生活課題や福祉課題を互いに助け合いながら解消するとともに、必要とされる支援につなげるためのネットワークの構築やボランティアなど担い手の確保・育成を図ります。

施策での取組

(3-5-1) 福祉活動の人材育成

見守り、助け合い、福祉への理解を深めることにより、地域福祉を支える担い手の育成や研修等へ参加するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。また、高齢者・退職者の知恵や技能を生かした社会参加活動を支援します。

(3-5-2) 支え合いの仕組みづくり

安心して福祉サービスを適切に利用できるよう情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる自助、共助、公助が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。また、自立した生活が送れるよう高齢者の元気づくりや、移動手段の提供など社会参加を促進するための環境づくりに取り組みます。

主な実施事務・事業

- ・喜茂別町社会福祉協議会補助
- ・喜茂別町 PTA 連合会事業補助
- ・地域支え合い体制づくり事業
- ・喜茂別町婦人ボランティアしらかば会給食サービス事業

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
ボランティア団体登録人数	H30	22人	30人	住民課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 年齢に関わらず、病気やケガに対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。こうした中で、指定管理により、喜茂別町立クリニックが町の医療の中核を担っています。
- しかし、医師等の偏在化が顕著になり、地方での医師をはじめとする医療従事者不足等が全国的な課題となっており、町でも医療体制の維持のため、地域の医療機関への支援等を実施していますが、今後の持続可能な医療の実現のため、関係機関と連携しながら医療体制のあり方について協議を進めていきます。
- 現状では、休日・夜間の救急医療などは近隣の医療機関へ依存しなければならない状況にあり、広域的連携のもと対応の充実を図っていく必要があります。
- 少子高齢化が進行する中で、今後は保健・福祉事業と医療機関の連携がさらに重要となってきます。また町外の医療機関を利用する機会も多いことから、医療機関への公共交通手段の確保は、安心して暮らしていくためにますます必要性が高まっています。

施策のめざす姿

医療については、町民一人ひとりの健康づくりや予防意識の醸成を図るとともに、町民が安心して適切な医療が受けられるよう医療機関と連携しながら持続可能な町の医療体制の実現に向けた検討を進めるとともに、高度医療や救急医療、産科等については、町外医療機関の広域連携によって医療体制の確保に努めます。

施策での取組

(3-6-1) 医療機能等の充実

誰もが安心して医療が受けられ、暮らすことができるように、関係機関と連携し、医療提供に努めます。

幅広い医療ニーズに対応するため、医療機関の相互連携、機能分担を図るとともに、喜茂別町立クリニックの医療機器・設備整備や医療機関への交通手段の確保等により、地域医療の整備・充実を進めます。

また、救急患者へ迅速・的確に対応するため、救急医療体制の整備を促進します。

さらに、二次医療圏の中心となっている倶知安厚生病院についても、必要な支援を行います。

(3-6-2) 各種医療費等の助成

健康で安心した暮らしができるよう、乳幼児や重度障がい者、ひとり親に対する助成により医療費負担の軽減を図ります。

また、子宮頸がん等のワクチン接種費用助成を行い、予防活動とともに、医療にかかる経済的な負担軽減を図ります。

主な実施事務・事業

- ・ 町立診療所指定管理
- ・ 町立診療所医療人材確保対策負担金
- ・ 医療費助成
- ・ 予防接種費用助成（再掲）

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
予防接種の実施数	H30	1,643 件	1,700 件	住民課

3-7 保険・年金



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 少子高齢化の進展や人口減少の到来を背景に、国においては社会保障費の抑制が急務となっており、医療制度や医療費適正化の政策を行っています。
- 国民健康保険制度は、平成30年4月から制度の安定化に向けて広域化され、北海道が財政運営の責任主体となっています。喜茂別町の国民健康保険の被保険者数は、人口減少や社会保険への加入などにより、減少傾向にあります。
- 後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が運営し、町が窓口業務を担っており、被保険者は横ばい状態にあります。
- 「特定健康診査・特定保健指導」の充実、生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制を図り、住民の健康の保持及び増進を目指しています。

施策のめざす姿

各種医療制度の円滑な事務の推進及び健全な財政運営が保たれるよう制度の普及啓発に努めます。

特に国民健康保険では、生活習慣病の発見及びその重症化の予防を重視し、被保険者の健康増進を促すことで医療費の適正化を図ります。

施策での取組

(3-7-1) 国民健康保険事業の推進

保健・福祉などとの連携を深め、健康づくりや糖尿病等の重症化予防などの保健事業を充実し、医療費の抑制を図ります。

(3-7-2) 国民年金への対応

町民の年金受給権の安定に向け、関係機関との連携による相談や情報の提供などに取り組みます。

主な実施事務・事業

- ・国民健康保険特定健診
- ・重症化予防事業の取組
- ・税徴収事務

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
国民健康保険の特定健診受診率	H30	41.6%	65.0%	住民課
国民健康保険税収納率 (現年分)	H30	98.9%	99.5%	住民課

基本目標 4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち（教育・文化）

4-1 幼児教育



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 近年における少子高齢化の進展の中で、次代を担う子どもの育成は重要な課題であり、生涯にわたる人格形成に大きな影響を及ぼす幼児教育の重要性はますます大きくなっています。
- 女性の社会進出、ライフスタイルの多様化や核家族の増大など、社会情勢が大きく変化し、少子化が進行する中、安心して子どもを生み育てることができるよう、通常保育のほか、保護者のニーズを把握するとともに、適切な保育を受けられる環境づくりが必要となります。
- 町では、幼児の健やかな発育とともに、幼児教育から小学校教育への連携体制の充実が求められています。今後は小学校との連携を一層進め、子どもの発達の連続性を確保していくことが重要です。

施策のめざす姿

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、望ましい環境の中で、健やかに育つよう、子育てやしつけに関して悩みを抱えている保護者に対して、子育てに関する相談やアドバイス等を行う体制を確保するとともに、一人ひとりに応じた適切な指導や環境づくりを行うため、保育所における教育活動を充実し、小学校教育への円滑な接続に向けた基盤づくりを図るため、小学校での生活や学習習慣を身に付けられる指導を行うとともに、保育所と小学校の子どもたちの交流や教職員の連携により、子どもたちの生きる力を育成します。

施策での取組

(4-1-1) 幼児教育の充実

ふるさとの豊かな自然の中で五感を通じた体験を通じ、集中力に優れ意欲のある子に育てる保育活動に努めます。また、保育所と小学校との連携を密にするとともに、保育士の所内研究や研修活動を実践し、保育の質の向上を図ります。

- ・保育所から小学校への連続性のある指導
- ・保育士を対象とした研修等を通じた保育の質の向上
- ・保育所と小学校合同での研究協議の場を設定・連携の促進

(4-1-2) 家庭教育への支援

子どもたちの教育の原点は家庭であり、家族の絆を深められるよう、「親学」講座の開催など子育てや家庭教育への支援に努めます。

- ・ 幼児・児童を持つ親を対象とした学習機会・情報の提供
- ・ 地域住民が子育て世代と協働する機会の創出

(4-1-3) ブックスタート・読み聞かせの推進

絵本を通じて親子のふれあいと絆を深めるため、保健事業と連携し、ブックスタート事業等の充実を図ります。

- ・ ブックスタート事業
- ・ 読み聞かせ等
- ・ 読書に親しむ機会の充実

主な実施事務・事業

- ・ 家庭教育支援を行う人材の育成
- ・ 保育所から小学校への連続性のある指導
- ・ 親世代への学習機会提供
- ・ ブックスタート事業
- ・ 読み聞かせ等

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
保育士への研修回数（再掲）	H30	8回/年	12回/年	教育委員会
保育所と小学校による連携会議等の実施（再掲）	H30	2回/年	4回/年	教育委員会
幼児への英語に親しむ機会の提供	H30	1回/年	4回/年	教育委員会
読み聞かせ活動回数	H30	90回	維持	教育委員会

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 将来を担う子どもたちが、自立した人間として、社会でたくましく成長するためには、新たな学習指導要領の理念にも引き継がれている「生きる力」を身に付け、発達段階に応じた教育内容のさらなる充実が重要となります。
- 町では、子どもたちが生きる力と豊かな人間性を育み、たくましくて思いやりのある人として成長できるよう、基礎学力の向上や町内の自然環境を活かした特色ある教育など、地域一体となった学校づくりや家庭との連携、青少年犯罪の未然防止に取り組んでいます。
- また、鈴川小学校では、タブレット端末を活用した学習指導に取り組んでいるほか、小・中学校への実物投影機、デジタル黒板やパソコンなどのICTの導入を推進し、ICTの利用技術や情報活用能力を高めるための取組を進めています。
- 今後も心身ともに健やかで人間性豊かな人材の育成に向けて、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育むとともに、学校や家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を支援していくことが重要です。

施策のめざす姿

学習指導要領に基づき、義務教育としての9年間を通じて子どもたちが特色ある健全な教育環境で学ぶことができるよう努めるとともに、子どもたちに確かな学力と健やかな体の育成、豊かな人間性・社会性を身に付ける教育を進めます。

施策での取組

- (4-2-1) 子どもが安心、安全に暮らせる環境整備
 - ・登下校時の安全対策
- (4-2-2) 地域社会と連携した教育の推進
 - ・地域と連携した教育の実現（外部人材の活用など）
 - ・コミュニティスクールの推進
- (4-2-3) 住民ニーズに沿った教育環境の整備
 - ・町全体における義務教育のあり方の検討
 - ・プールの老朽化対策

(4-2-4) 特色ある学校教育の推進

未来をたくましく生き、次代を担う人に育てていくため、子どもの個性や地域の特性を生かし、各学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進します。

- ・外国語教育に係る教員の加配、教育支援員の配置

(4-2-5) 学校教育の充実

時代の変化に対応した教育活動の展開に対応するため、安心・安全な学習環境を確保するとともに、タブレット端末等のデジタル機器の導入など学校施設・整備の充実を図ります。

- ・学校施設の充実
- ・ICT 環境の整備と効果的な活用
- ・一人一台タブレット化
- ・遠隔授業の推進

(4-2-6) 読書活動の推進

朝の読書活動の取組や、読書ボランティアとの連携によりお話し会や読み聞かせの場を設け、読書活動を推進します。

- ・読書環境の整備及び読書ボランティアとの連携

(4-2-7) 外部人材の活用によるふるさと教育の充実

地域住民が持つ多様な教育力を活用し、学校教育をサポートする体制の構築を目指します。

- ・生涯学習支援ボランティアの活用、学びの場の提供

(4-2-8) 青少年育成の推進

放課後の居場所づくりや地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。

- ・ジュニアリーダーの育成
- ・学校以外での学習・交流の場の提供

(4-2-9) 防災教育の充実

学校や地域における防災教育をより一層充実し、一人一人が自然災害を正しく理解し、自らの確かな判断の下で、防災・減災行動をとることができるようにしていく能力（生きる力）を育成します。

- ・「1日防災学校」の実施

主な実施事務・事業

- ・外国語教育に係る教員の加配、教育支援員の配置
- ・学校施設の充実
- ・読書環境の整備及び読書ボランティアとの連携
- ・学校以外での学習環境の充実

- ・各種体験教室の実施
- ・一人一台タブレット化
- ・遠隔授業の推進
- ・「1日防災学校」の実施

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
図書蔵書数	H30	9,000冊	9,500冊	教育委員会
「1日防災学校」への参加校	H30	0校	3校	教育委員会

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生活様式や社会環境の変化により、精神的な心の豊かさを求める傾向が高まる中で、生涯学習は、自ら学んだ成果を生かすとともに、学ぶことを通じて人や社会とのつながりを深め、さらに学んだことを生かすことで地域社会全体の活性化や発展につなげるという視点が求められています。
- 町では、いつでもどこでも学べる環境を目指し、スマイルセンター3階に新しい図書室を開設したほか、学校以外での学習機会の提供の場としてインターネット塾（スマイル塾）を設置し、読書のまちづくりと子どもの居場所づくりを目標として読書・学びの環境の整備を推進しています。
- 今後は、自ら学ぶ意識を高め、継続的な学習活動につなげるとともに、それぞれの学習成果をこれからのまちづくりに活かすよう取り組んでいくことが課題となります。その際、ともに取り組みたいという町民同士を結びつける仲間づくり（コーディネート）が重要となります。

施策のめざす姿

町民の主体的な学習活動を通じて、相互理解の輪を広め、新たな人間関係や学習の成果が、“地域を支える人づくり”としてまちづくりに活かされるよう、活動の充実や仕組みづくりを進めます。

また、人生をより深く生きる力を身に付けていくために、家庭や地域、保育所や学校、町の図書室や公共施設など様々なところで、学びの場の提供を図ります。

施策での取組

(4-3-1) 社会教育の推進

青少年教育、成人教育、高齢者教育の充実を図り、生きがいと生涯にわたって学びつづけることのできる意欲を醸成します。

また、地域社会づくりや家庭教育などを推進し、自ら行動し、社会に貢献する人材を育成するとともに、地域を守り支えていく意識づくりに努めます。

- ・関係団体との連携による学習機会の充実
- ・地域人材の育成

(4-3-2) 学びの場の提供

- ・学校と連携した学習機会の提供
- ・時代に即した学習機会の提供

(4-3-3) 社会教育施設の充実

乳幼児から高齢者まで、すべての町民が自ら学ぶ生涯学習の拠点施設として、図書室の書籍や資料の更新等利用環境の充実に努めるとともに、家庭をはじめ、学校、地域などとの連携を図り、学習機会の提供と充実に努めます。

- ・図書室の機能充実
- ・住民の学びの場の提供・充実

主な実施事務・事業

- ・生涯学習支援ボランティア
- ・生涯学習施設整備
- ・住民の学びの場の提供・充実
- ・文化・芸術鑑賞機会の提供
- ・図書室の運営
- ・わんぱく道場等体験活動

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
生涯学習ボランティアバンク 登録者数	H30	100人	250人	教育委員会
図書室の年間のべ利用者数	H30	2,287人	3,000人	教育委員会



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生涯にわたって楽しむことのできる趣味を持ち、文化や教養を高め、生活を心豊かなものにしていくためには、地域文化の振興や芸術・芸能活動が大きな役割を果たすこととなります。
- 生活意識の変化や価値観の多様化等に伴い、文化活動も多岐にわたるなか、喜茂別町文化団体協議会並びに加盟団体を中心に各種文化・芸術活動が推進されています。協議会と町そして関係団体とが連携を図りながら文化祭を開催し活動の成果発表を行うことで、町民が各種の文化活動にふれる機会が確保され、文化活動のさらなる活発化が期待されます。
- また、潤いのある暮らしの実現や、豊かな人間性の育成につなげていくため、芸術鑑賞会を開催するなど優れた文化・芸術に触れる機会を提供しております。
- 町内には開拓の歴史や人々の生活の歴史を現代に伝える多くの史跡や旧跡があり、これらの保全と郷土の歴史文化を次世代に伝承していくことが必要です。

施策のめざす姿

生活意識や価値観の多様化、生活水準の上昇などに伴い暮らしのゆとりや潤いといった「心の豊かさ」を求める活動を促進するため、文化団体の活動を支援や、町民の芸術鑑賞機会を設けるなど、文化活動の活発化を図ります。

また、郷土を愛する意識を醸成するとともに、町の歴史文化を次世代に継承していくため、史跡や旧跡、歴史資料等の保全・活用に努めます。

施策での取組

(4-4-1) 文化・芸術の促進と鑑賞機会の充実

文化団体や文化祭開催への支援、町内外での文化・芸術に親しむ機会の提供、町民の文化・芸術活動を促進します。

- ・芸術鑑賞会の開催
- ・喜茂別町文化祭の開催
- ・関係団体の支援
- ・芸術・芸能事業の開催

(4-4-2) 歴史文化の保全・継承

地域に伝え残されてきた歴史・史跡の保存、継承のための活動を促進します。また、町内の史跡・旧跡及び歴史資料等の保全・活用に努めます。

- ・喜茂別の歴史を学ぶ機会の提供
- ・歴史資料の収集・保全

主な実施事務・事業

- ・喜茂別町文化祭の開催
- ・文化団体協議会活動支援
- ・歴史資料の収集・保管・編纂作業の推進

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
文化・芸術鑑賞事業への参加者数	H30	200人	増加	教育委員会
喜茂別町文化祭参加者数	H30	300人	増加	教育委員会



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- スポーツ・レクリエーションは、健康で豊かな生活を営むうえで欠かせないものです。各世代にわたって広くスポーツ・レクリエーションに取り組むことは、生きがいづくりや健康づくり、青少年の健全育成、さらには、町民同士の一体感や連帯感といった活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつなげる重要な取組となっています。
- 町では、町体育協会・スポーツ少年団等との連携を図りながら、生涯スポーツを推進し、町民同士の親睦やスポーツを通じた健康づくりが行われているほか、体育施設を活用した町民の健康づくりや、運動機会の提供を行っています。
- 今後は、気軽に取り組めるスポーツ環境づくりとともに、多様化するスポーツニーズを把握し、スポーツを楽しむ人を支援する必要があります。

施策のめざす姿

多くの町民が個人の健康状態、能力に応じて気軽楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を健康づくりとともに推進し、地域や世代を越えた町民間での交流に結びつくような機会の創出に努めます。

施策での取組

(4-5-1) スポーツやイベントなどによる町内外における交流の活性化

町民が気軽にスポーツに参加できる機会を充実するとともに、活動を支えるボランティアなど、スポーツを通じたまちづくり意識を育みます。

- ・魅力のあるイベントづくり
- ・スポーツ等を通じた交流人口の増加
- ・全ての町民がスポーツに関わることが可能な環境整備

(4-5-2) スポーツを楽しむ環境の整備

老朽化や安全性に対処するとともに、町民のニーズに対応した施設の充実・整備を行います。また、生涯スポーツ（ニュースポーツ、レクリエーションスポーツ等）に対応したスポーツ指導者の確保・育成や、スポーツ団体への支援により、スポーツを振興します。

- ・社会体育施設の管理運営
- ・各種スポーツ教室の開催
- ・関係団体等への支援

主な実施事務・事業

- ・スポーツ事業の実施
- ・学校体育施設開放事業
- ・町営体育施設の運営

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
スポーツ事業のべ参加者数	H30	5,000人	増加	教育委員会

基本目標 5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち (持続可能なまちづくり)

5-1 行財政運営の効率化



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 全国的に少子高齢化による人口減少が急速に進行し、地域社会の担い手の減少や地域経済の縮小が顕在化する中、町においても人口減少に対応するため、コスト削減を図るなど健全で効率的な行財政運営を進めていくことが求められています。
- 町では、「喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」などを踏まえ、地域の活性化に向けた安定した雇用の創出、新たな人の流れを作るための施策や子育て支援の充実など人口減少抑制のための施策に取り組んできました。
- これらの施策等に継続的に取り組むため、事務事業の点検・見直しによる適確な事業選択、人口規模に見合った組織体制の構築、職員個々の資質の向上など効率的な行財政運営に努めていきます。
- さらには、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す「SDGs」の理念に沿って行財政運営を進めることで、地方創生の取組の充実・深化につなげ持続可能なまちづくりを目指します。

施策のめざす姿

少子高齢化の急激な進行などにより、喜茂別町における財政状況は、今後とも厳しい状況で推移するものと予想されており、引き続きコスト削減を図るなど健全な財政運営に努めていきます。

また、多様化する行政需要に対応した行財政運営を図るために、町行政は従来にも増して自らの判断と責任に基づき、町民ニーズを踏まえた質の高い行政サービスを効率的に提供するとともに、必要に応じて自治体相互が連携を図りながら、行政サービスを提供する柔軟性も求められています。

このため、町民とともに考え、信頼される職員を育成するとともに、人口減少に対応するため、まちづくりの基礎となる行財政の健全な運営に向けて、行財政基盤の安定化を図り、次の世代につなげるための持続可能なまちづくりの実現を目指します。

施策での取組

(5-1-1) 継続性をもった長期的な施策の実施

- ・継続性のある長期的な政策、施策の実施

(5-1-2) 分野にとらわれない効率的な行政運営

- ・分野を超えた施策の実施
- ・あらゆる世代が共生しやすいまちづくり

主な実施事務・事業

- ・徴収対策会議
- ・低・未利用町有地の有効活用
- ・事業評価や計画の推進管理
- ・職員研修の実施、資質の向上

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
町税収納率 (現年)	H26~30 年度平均	99.0%	99.3%	税務課
経常収支比率	H30	90.2%	79.0%以下	総務課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 交通網や情報通信網の発達に伴い、町民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、環境や福祉など広範な分野において、広域的な行政間の連携と交流がますます重要になっています。
- 分権型社会の進展により、これまでの全国一律の行政サービスではなく、地域の特性に応じた自治体運営が求められており、これまでも消防・救急や、介護保険、国民健康保険、税金の滞納処理、廃棄物処理等の業務を近隣町村とともに広域に取り組んできましたが、引き続き、広域的な行政間の連携が必要な業務については、近隣町村とともに共同して取り組んでいくことが必要となっています。
- また、町は歴史的につながりの深い羊蹄山麓・西胆振地域等の15市区町村による、自治体や関係団体が行政界を越え、観光振興や防災・災害対策など、新たな連携の可能性を検討することを目的とした「ようてい・西いぶり広域連携会議」を設立し、災害時の相互支援のための防災協定の締結や、周遊観光を促進するためのスタンプラリーの実施など広域的な取組を実施しています。
- さらには、交通安全啓発やまちの広報活動、イベント交流など広域的に行うことで効果が上がることが期待される取組についても近隣町村や民間団体との連携を推進しています。

施策のめざす姿

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題や、町単独では処理・解決することが非効率・困難な事業、連携することで相乗効果が期待できる事業などについては、近隣市町村等と連携しながら広域的な事業展開を図ります。

施策での取組

(5-2-1) 近隣市町村等との広域事業の推進

環境問題や保険事務など、町単独では解決が難しい問題や非効率な事業について、関係町村と連携を図りながら広域事業を推進します。

札幌市南区や羊蹄山麓町村をはじめとした、地域間交流を引続き推進します。

「ようてい・西いぶり広域連携会議」における、防災・災害対策、観光振興など、行政界を超えた広域連携による取組を推進していきます。

- ・自治体、地域間を超えた行政施策の展開
- ・隣接自治体との公共施設の共有化
- ・広域連携による重層的な防災体制の確立

- ・札幌市南区との交通安全合同キャンペーン、シーニックバイウェイ
- ・水道事業に係る広域化、汚水処理の事業運営にかかる「広域化・共同化」の検討

主な実施事務・事業

- ・学校給食センターの運営委託
- ・札幌市南区との交通安全合同キャンペーン
- ・水道事業に係る広域化、汚水処理の事業運営にかかる「広域化・共同化」の検討
- ・ようてい・西いぶり広域連携会議への参画

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町では、いつどこで起こるかわからない自然災害から町民の命と暮らしを守るため、町民、地域、行政のそれぞれの役割を明らかにした官民一体による連携に取り組んできました。平成28年には開町百年記念喜茂別町防災基本条例を制定し、自分のことは自らが守る「自助」、地域でお互い助け合う「共助」、行政が支援する「公助」の3つ理念を掲げ周知を進めてきましたが、今後は、実際の行動につなげるためのより具体的な協力体制について災害時地域連携会議などにおいて町内会や各団体と検討し、災害に強いまちの実現を目指していきます。
- 近年では、日本各地で大規模な災害が多く発生し、町単独での対応が困難な状況となっています。町ではようてい・西いぶり広域連携会議でも15市区町村の防災協定を締結しましたが、災害復旧活動や備蓄品の確保など、支援体制において近隣の市町村と相互に協力し、災害への備えをさらに強めていく必要があります。
- 大地震や風水害、原子力災害、火山の噴火など、町で起こりうるさまざまな災害に対応するため、国土強靱化計画に基づき、生活インフラと情報インフラの確保を進めます。
- 町ではICTによる防災を推進し、これまでにIP告知端末やスマートフォンで利用できるおしゃべり回覧板アプリの整備、web版ハザードマップの作成、避難所のWi-Fi設置を進めてきました。今後はより多くの方にアプリやハザードマップを利用いただけるように普及促進に取り組めます。

施策のめざす姿

公共施設やインフラなど生活基盤の防災対策を行い、予測不能な災害に立ち向かうとともに、開町百年記念喜茂別町防災基本条例にも定めている「自助」、「共助」、「公助」の「自助」と「共助」の取組を推進し、町民一人ひとりが防災意識を持つことで、全ての人が安心して安全に暮らすことができる「災害に強い喜茂別町」を目指します。

施策での取組

(5-3-1) 「自助」「共助」「公助」が連携した防災体制の構築

- ・「避難行動要支援者」の避難体制の確立

災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、町と町内会・地区会が協力して避難体制を構築します。

- ・ICTを活用した災害情報等の発信

町で整備したおしゃべり回覧板アプリの導入を推進し、災害時の情報伝達の強化を図ります。

- ・防災備品、備蓄品の整備

災害時に必要な発電機、投光器などの備蓄品や、備蓄食糧を整備します。

- ・河川の状況把握と立木・倒木の撤去

河川の状況を確認し、周辺の立木・倒木の撤去を行うことで、河川災害発生時の被害の最小化を図ります。

(5-3-2) 防災教育の充実【再掲】

学校や地域における防災教育をより一層充実し、一人一人が自然災害を正しく理解し、自らの確かな判断の下で、防災・減災行動をとることができるようにしていく能力（生きる力）を育成します。

- ・「1日防災学校」の実施

主な実施事務・事業

- ・「避難行動要支援者」の避難体制の確立
- ・ICTを活用した災害情報等の発信
- ・「災害時地域連携会議」の開催
- ・「1日防災学校」の実施【再掲】

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
「災害時地域連携会議」など 町民の防災意識を醸成する取組 の実施	H30	2回	延べ10回	総務課
「1日防災学校」への参加校 【再掲】	H30	0校	3校	教育委員会

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町では、定住人口の増加を目的とした、「喜茂別町定住促進基本条例」を制定し、新規就農支援、民間活力を活用した賃貸住宅建設促進事業、出産サポート事業、新規の起業者等の支援事業、新築、中古住宅の取得や住宅のリフォーム工事に対する助成事業など、定住・移住対策を実施しており、徐々に効果が現れつつあります。
- 地域おこし協力隊制度についても、平成22年から延べ16名を受入、その内8名の定住につながっており、町内の新たなまちづくりの担い手として活躍していることから、現隊員へのサポートを継続すると共に、今後も制度を積極的に活用していきます。
- 民間活力を活用した賃貸住宅建設促進事業により、若者・単身者向けの賃貸共同住宅を中心に住宅環境が整備できた一方、子育て世帯向けの住宅が不足しているほか、移住希望者向けの情報発信が不十分など、移住希望者の受入体制が整っていない状況にあります。
- 今後は、まちへの人口流入を促進するため、幅広い世代に対応した民間賃貸住宅建設への支援、移住希望者に対するまちの情報発信の強化など移住希望者向けの生活環境・支援体制を整備し、新しいひとの流れをつくることを目指します。

施策のめざす姿

急速に人口減少が進む中、定住希望者の町外流出を抑制するため、住宅環境の整備や移住希望者向けの町の情報発信を強化するなど、移住・定住を具体化するための対策を展開することで、新しいひとの流れをつくり、活気のあるまちづくりを目指します。

施策での取組

(5-4-1) 移住定住促進に向けた住宅環境整備

民間による住宅建設の促進や住宅取得費用への助成により住宅環境を整備するとともに、空き家対策の推進や住宅を新築するための用地確保に努め、家賃への助成や通学助成を継続することにより移住定住促進に向けた取組を実施します。

(5-4-2) 移住、定住希望者への支援の充実（情報提供）

町のホームページの移住定住のページを分かりやすく、住宅の空き情報など移住希望者が求める情報内容を検討して整備を進めます。

主な実施事務・事業

- ・新規就農・就業への支援
- ・世帯向け民間賃貸住宅等の誘致
- ・住宅取得促進事業
- ・空き家対策の推進
- ・町ホームページのリニューアル
- ・家賃助成等により若い世代が居住しやすい環境整備
- ・子育て支援の強化
- ・地域おこし協力隊の積極活用

評価指標（KPI）

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】都市部からの移住 件数	R1	11件	60件	総務課 産業振興課
【総合戦略】新たな働き方を提 供できる体制の整備	R1	0件	1件	総務課
住宅取得促進事業申請数	R1	1件	3件	建設課
民間賃貸住宅3DK以上の戸数の 整備	R1	0件	4件	総務課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町は、町内全域に敷設された光ファイバー網を活用した高速ブロードバンドサービスの提供や地上デジタル放送の送信、おしゃべり回覧板（IP 告知端末）の設置、町内の避難所などへの Wi-Fi 環境の整備など高度情報通信基盤を整備し、運用しています。
- また、スマートフォン用アプリを活用して、災害時の緊急情報の伝達手段の強化に加え、住民が日常的に使用することができる利便性の高い情報提供サービスを提供しています。
- 道内 10 町村で構成する「情報通信基盤利用促進協議会」では、自治体連携による ICT を活用した地域課題解決に向けた方策の検討を進めます。
- 今後も ICT による行政サービスの向上や ICT 関連企業の誘致、テレワークなど新しい働き方を実現する環境整備の検討など、情報通信技術を活用した、まちの活性化を目指します。

施策のめざす姿

多様化する町民のニーズに対応した情報の提供や災害時の緊急情報の円滑な情報伝達など、町民の安全と安心の確保や暮らしやすい環境づくりにつながる情報サービスの充実を図ります。

また新たな情報通信技術の農業や商工業などの既存産業や減災・災害対策への活用、テレワークやサテライトオフィスなど新しい働き方が実現できる環境整備による雇用の創出・関係人口の創出・拡大など、地域経済の活性化につながる取組について検討を進めていきます。

施策での取組

(5-5-1) ICT・情報通信基盤を活用した情報発信

双方向での情報伝達手段であるおしゃべり回覧板を活用した各種行政情報の提供をはじめ、町民へのスマートフォン用アプリの普及を促進し、災害時の情報の伝達手段の強化や日常生活の利便性の向上に取り組みます。

(5-5-2) 各種産業における ICT の活用の推進

道内の IP 告知端末導入市町村や関係機関とともに有効活用方策や先進事例の調査・研究を進め、新しい利活用方法の検討・開発に取り組みます。

また、ICT の既存産業や減災・災害対策への活用や、充実した情報基盤を活用した ICT 関連企業の誘致（サテライトオフィスなど）、ICT を活用した多様な働き方（テレワーク）を実現するための環境整備などについて検討していきます。

主な実施事務・事業

- ・おしゃべり回覧板の運用
- ・IP 告知端末の効果的な運用の検討
- ・スマートフォンアプリの普及促進
- ・スマートフォンアプリ利用説明会の実施
- ・ICT を活用した多様な働き方を実現するための環境整備についての検討

評価指標 (KPI)

評価指標名	現状値 (年度)	現状値	目標値 (令和6年度)	担当課
【総合戦略】ICT を活用した 他地域との連携	H30	5 件	8 件	総務課
町民のスマートフォン アプリダウンロード数	H30	0 ダウンロード	800 ダウンロード	総務課
テレワーク利用者数	H30	0 名	10 名	総務課

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 町内での少子高齢化や担い手不足が加速する中、時代の変化によって地域の課題や町民の要望もより多様化しており、地域と市街地を結ぶ地域公共交通の確保、体が不自由な方や高齢者など車を持たない交通弱者に対するきめ細やかな対応、増加する外国人住民との共生、災害対応など複雑化する課題に対して、行政だけで対応する事は現実的に不可能であることから、町民の自発的、自主的な取組を促進していくことが今後益々重要になってきています。
- 課題の解決のため、地域の住民や団体、企業などと、様々な課題に応じてそれぞれの役割をしっかりと町民一人ひとりが共有して連携、協力するための環境づくりが必要です。
- 「協働のまちづくり」の考えを行動に移すためには、多様な町民の継続的な意見交換の中で意思疎通を図り、お互いに出来る事、出来ない事を整理して役割分担の明確化を図ると同時に、町民と行政相互の信頼関係を積み重ねることが重要なことから、多様な媒体による情報提供や、町民との継続的な議論の機会を設定して、協働のまちづくりを一步ずつ粘り強く進めていきます。

施策のめざす姿

町民の意見を反映したまちづくりを推進するため、情報通信基盤などを活用した広報広聴活動や、町民との意見交換の機会の設定、町民一人ひとりの協働によるまちづくりの意識の醸成を図ります。

また、町民やNPO、企業等が交通安全や子どもの見守り運動、防犯、防災など身近な分野や地域の課題を自ら解決しようとする取組を促進するとともに、協働を定着させる仕組みづくりを進めます。

施策での取組

(5-6-1) 町民等との協働によるまちづくりの推進

町民、町内会・自治会や各種団体等と連携したまちづくりの推進

- ・「避難行動要支援者」の避難体制の確立（再掲）

災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、町と町内会・地区会が協力して避難体制を構築します。

- ・外国人住民との共生社会の実現に向けた検討の推進

町と地域の住民や団体、企業等が連携して、町内で生活している外国人が安定して就労し、暮らしていくための環境整備について検討します。

(5-6-2) 町民への情報提供の充実

おしゃべり回覧板（IP 告知端末）やスマートフォンアプリ、ホームページ等を活用した広報広聴に取り組み、発信媒体の特性を生かした効果的な情報発信を検討します。

(5-6-3) まちづくりに係る人材育成、活動支援

これからのまちづくりを担う人材がまちづくりに関われる取組を進め、リーダーの育成や自治会組織、NPO、企業等によるまちづくり活動を支援、促進するために、課題解決に向け自発的な活動を行う団体への助成等を行います。

(5-6-4) 北海道大学等研究機関との連携

町内の様々な地域課題に対して、専門的な視点を加えながら課題解決を図るため、北海道大学等の研究機関との連携を引き続き進めます。

主な実施事務・事業

- ・効果的な情報発信の検討
- ・住民との共同推進体制によるまちづくりの推進

第4章 計画の進捗管理

1 実効性を高めるための視点

行政経営という観点から、成果につながる実効性のある計画とするためには、PDCA サイクルを確実に実行し、計画の実効性を高めていく必要があります。

本計画については、施策毎に設定した客観的かつ定量的に把握することが可能な数値目標や重要業績評価指標（KPI）を、事務事業評価や施策評価などによる行政評価の手法を活用して毎年度評価し、効果的な進捗管理に努めます。

2 効果の検証

庁内に進捗管理体制を設け、施策や事業の効果を検証するとともに、その妥当性や客観性を担保するため、有識者などによる外部組織に検証結果を報告し意見を求めます。

3 基本計画の見直し

有識者などによる外部組織からの意見をはじめ、法律や国の制度改正のほか、本町を取り巻く社会経済情勢や町民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討を行います。

資料編

1 策定経過

時期		内容	備考
平成 31 年	3月26日	町長から計画策定を諮問	
	4月	各課ヒアリング	
	4月4日	第1回まちづくり審議会	
令和元年	5月31日	第2回まちづくり審議会	
	7月3日	第3回まちづくり審議会	
	8月7日	第4回まちづくり懇談会	
	10月3日	第5回まちづくり懇談会	
	11月12日	まちづくり懇談会	11月15日まで
	12月13日	第6回まちづくり審議会	
	1月21日	パブリックコメントの実施	1月31日まで
令和2年	2月19日	第7回まちづくり審議会	
	2月21日	まちづくり審議会から答申	
	3月9日	令和2年第1回定例議会提案	

2 諮問・答申

【諮問】

喜 企 号
平成 31 年 3 月 22 日

喜茂別町まちづくり審議会会長 様

喜茂別町長 菅原 章 嗣

第 6 次喜茂別町総合計画策定について（諮問）

平成 32 年度からのまちづくりの指針となる第 6 次喜茂別町総合計画について、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 基本構想
平成 32 年度を初年度とし、まちづくりの基本的な方向性を示す基本構想の策定
- 2 基本計画
基本構想の報告に基づく、基本計画の策定

【答申】

令和2年2月21日

喜茂別町長 菅原 章嗣 様

喜茂別町まちづくり審議会
会 長 堀 浩 和

第6次喜茂別町総合計画案について（答申）

貴職から諮問を受けた第6次喜茂別町総合計画の策定について、当審議会において審議をおこないました。

審議の結果、将来のまちの姿や施策の体系、取組の方向等について、その内容を適当と判断しましたので、次の意見を付して答申します。

記

【生活環境分野】

生活道路や住環境の維持・整備などにより、暮らしやすく、安心・安全な環境づくりに取り組むことを要望します。

【産業振興分野】

町内の産業を育成し、特色のあるまちづくりに取り組むとともに、企業誘致や雇用環境の整備などにより雇用を創出し、町の活性化に取り組むことを要望します。

【健康・医療・福祉分野】

高齢者・要介護者・子ども・その家族への支援を充実させ、全ての人が住みやすい環境づくりに取り組むことを要望します。

【教育文化分野】

地域社会と連携し、住民のニーズに沿った教育環境の整備に取り組むことを要望します。

【持続可能なまちづくり】

町外からの移住希望者を呼び込む環境と町の人が住み続けられる環境を整備することで、持続可能なまちづくりの実現に取り組むことを要望します。

【総括】

分野にとらわれない総合的かつ横断的な施策に取り組むとともに、町内のあらゆる主体があらゆる取組を行い、「移住・定住の促進」、「関係人口の創出・拡大」が実現するよう計画を推進することを要望します。

3 規則

【喜茂別町まちづくり審議会設置規則】

平成 22 年 9 月 16 日

規則第 6 号

(目的)

第 1 条 地域住民が自ら考え自ら行動するとともに、いつまでも安心して暮らすことができるまちづくり等を目指す第 6 次喜茂別町総合計画の策定に資するため、喜茂別町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、第 6 次喜茂別町総合計画に関する事項について審議し、意見の具申を行うものとする。

(構成)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内をもつて組織し、町長が委嘱する。

2 審議会の構成は、関係団体推薦及び公募の委員とするが、状況に応じて町長が特に必要と認める者を加えることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める任期が終了したときまでとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集し、議長には会長があたる。

(部会)

第 7 条 審議会に次の部会を置く。

(1) 生活・産業部会

(2) 行政・福祉部会

2 前項の各部会に会長を置き、委員の互選によって定める。

3 部会の所掌事務は別表のとおりとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会の各部会の会長は、必要があると認めるときは、町職員その他の関係者を各部会の会議に出席させ、資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則にさだめるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(喜茂別町まちづくり審議会設置規則の廃止)

2 喜茂別町まちづくり審議会設置規則(平成12年7月18日喜茂別町規則第18号)は、廃止する。

別表

部会名	所掌事項
生活・産業部会	農林水産業、商工業、観光、雇用・労働、建設土木、土地利用、消防・防災に関する事項
行政・福祉部会	社会福祉、保健衛生、老人福祉、教育、文化、行財政、広域行政に関する事項に関する事項

4 委員名簿

(敬称略)

部会	所属	氏名	備考
建設・産業 部会 (10名)	喜茂別町商工会	堀 浩和	会長
	喜茂別町商工会青年部	本久 雄大	
	喜茂別町商工会女性部	藤田 勝子	
	ようてい農業協同組合喜茂別支所	及川 裕章	
	JA ようてい青年部喜茂別ブロック	行天 雄也	
	ようてい農業協同組合女性部喜茂別支部	坂爪 静子	
	喜茂別郵便局	米陀 謙	
	喜茂別建設業協会	梅澤 裕司	
	きもべつ観光協会	酒井 清明	
	きもべつ青年交流セミナー	藤沢 尚樹	
行政・福祉 (10名)	喜茂別町社会福祉協議会	田嶋 洋二	
	婦人ボランティアしらかば会	山本 玲子	
	喜茂別町立クリニック (医療法人溪仁会)	藤原 昌平	
	社会福祉法人 溪仁会 喜らめきの郷	三好 誠	
	社会福祉法人 愛和の里きもべつ	押切 正博	
	喜茂別町民生委員児童委員協議会	柳川 一生	
	喜茂別地区支部連合	羽下 慶祐	
	喜茂別町 PTA 連合会	酒井 一康	
	喜茂別町校長会	五十嵐 邦春	
	喜茂別町教育委員	出村 公平	
	北海道大学公共政策大学院	武藤 俊雄	オブザーバー

第6次喜茂別町総合計画

令和2年3月 発行

発 行 北海道喜茂別町
企画・編集 喜茂別町総務課企画室

住 所：〒044-0292 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地

電 話：0136-33-2211

F A X：0136-33-3577

E - M a i l：kikaku@town.kimobetsu.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.kimobetsu.hokkaido.jp/index.html>